

第 11 章 環境保全のための措置

第11章 環境保全のための措置

予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置は、表 11-1(1)～(9)に示すとおりである。これらの環境保全措置を講じることにより、本事業の実施によって環境への影響が事業者の実行可能な範囲で、できる限り回避され、低減されと考えられる。

表 11-1 (1) 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

影響要素	環境影響要因		予測項目	保全措置の内容
大気質	工事	建設機械の稼働	二酸化窒素 粉じん	(低減措置) ・ 事業実施区域の周囲に仮囲い（高さ 3.0m）を設置し、周辺への粉じん等の大気汚染の影響を低減する。 ・ 粉じんが発生するおそれがある場合は、適宜、場内散水を行い粉じん飛散対策に努める。 ・ 導入可能なものについては、排ガス対策型建設機械を使用する。 ・ 建設機械の稼働台数の低減を図るとともに、建設機械の集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図り、大気汚染物質排出量の低減に努める。
		東部環境センターの解体撤去	二酸化窒素 浮粒子状物質	(低減措置) ・ 東部環境センターの解体撤去にあたっては、ダイオキシン類の汚染状況を事前に把握し、適切な飛散防止対策を講じることにより、作業従事者の安全及び周辺環境大気中への飛散を防止する。 ・ ダイオキシン類の汚染の危険がある設備については、解体前、解体中、解体後等の各段階において調査を行う。 ・ 管理区域の設定にあたっては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱」（平成 13 年 4 月 25 日 基発第 401 号の 2）に基づき、作業場所を第 1 管理区域から第 3 管理区域までに区分し、各管理区域において作業方法を決定する。 ・ 管理区域の決定後、同要綱に基づき、各管理区域（第 1～3 管理区域）に応じた解体方法及び飛散防止対策、作業従事者の保護具等を決定する。 ・ 工事時の仮囲い（高さ 3.0m）の設置により、周辺への土壌の飛散を低減する。東部環境センターは、現況において土壌の環境基準を上回るダイオキシン類は検出されていないが、既存建物があるエリアは解体に併せ土壌調査を行う。 ・ 工事用車両は、敷地内で車輪・車体に付着した土砂を洗浄し、退出することにより、土壌の外部への飛散防止対策を行う。
		工事用車両の走行	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	(低減措置) ・ 法定速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・ 可能な限り、低排出ガス規制適合車を使用する。 ・ 効率的な車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。

表 11-1 (2) 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

影響要素	環境影響要因		予測項目	保全措置の内容
大気質	存在・供用	施設の稼働	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 塩化水素 ダイオキシン類 水銀	(低減措置) ・ 煙突から排出される大気汚染物質は、「大気汚染防止法」等の関係法令で定める規制値よりも厳しい自主基準を定め、規制値を満足するよう設備・機器の選定、運転管理及び監視を行うことで遵守する。
		関係車両の走行	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	(低減措置) ・ 法定速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。
騒音・低周波音	工事	建設機械の稼働	一般環境騒音	(低減措置) ・ 事業実施区域の周囲に仮囲い（高さ 3.0m）を設置し、周辺への騒音の影響を低減する。 ・ 主要な建設機械については国指定の低騒音・低振動型を使用する。 ・ 建設機械の稼働台数の低減を図るとともに、建設機械の集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図り、騒音の低減に努める。
		工事用車両の走行	自動車交通騒音	(低減措置) ・ 法定速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・ 効率的な車両の運行管理により、車両走行の集中を避ける。
	存在・供用	施設の稼働	一般環境騒音	(低減措置) ・ 大きな騒音の発生が想定される設備機器等には、防音カバー等による発生源対策や防音対策を施した部屋に設置するなどの伝ば対策を施す。
		施設の稼働	低周波音	(低減措置) ・ 低周波音の発生が想定される設備機器等には、防振架台の設置等による対策を施す。
		関係車両の走行	自動車交通騒音	(低減措置) ・ 効率的な車両の運行管理により車両走行の集中を避ける。 ・ 法定速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・ 搬入・搬出時間は原則昼間とし、夜間の騒音増加を低減する。

表 11-1 (3) 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

影響要素	環境影響要因		予測項目	保全措置の内容
振動	工事	建設機械の稼働	一般環境振動	(低減措置) - 主要な建設機械については国指定の低騒音・低振動型を使用する。 - 建設機械の稼働台数の低減を図るとともに、建設機械の集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図り、振動の低減に努める。
		工事用車両の走行	自動車交通振動	(低減措置) - 法定速度での走行や過積載の防止など適切な運転指導を徹底する。 - 効率的な車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。
	存在・供用	施設の稼働	一般環境振動	(低減措置) 大きな振動の発生が想定される設備機器等には、防振架台に設置等による発生源対策を施す。
		関係車両の走行	自動車交通振動	(低減措置) - 効率的な車両の運行管理により車両走行の集中を避ける。 - 法定速度での走行や過積載の防止など適切な運転指導を徹底する。 - 搬入・搬出時間は原則昼間とし、夜間の振動増加を低減する。
悪臭	存在・供用	施設の稼働（施設の煙突からの排出ガス）	臭気指数 地上気象	(低減措置) ごみから発生する臭気は、高温で分解し、施設の煙突からの排出ガスによる悪臭の影響を最小限にする。
		施設の稼働（施設からの臭気の漏洩）	臭気指数 地上気象	(低減措置) - 臭気発生源であるごみピットから燃焼用空気を吸引することでごみピットを負圧化し、臭気の漏洩を防止する。 - プラットホームの出入口にはエアカーテンを設置し、プラットホームからの臭気の漏洩を防止する。 - 全炉停止時は脱臭装置によってごみピットを負圧に保ち、臭気の漏洩を防止する。

表 11-1 (4) 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

影響要素	環境影響要因		予測項目	保全措置の内容
水質	工事	工事の施行	生物化学的 酸素要求量 浮遊物質 水素イオン 濃度 健康項目 ダイオキシン類 窒素及び燐	(低減措置) ・ 工事中の排水は、仮設沈砂地で沈砂後に放流することにより、濁水の発生低減に努める。 ・ 解体撤去工事等における仮設排水処理設備の設置。
	存在・供用	施設の稼動	生物化学的 酸素要求量 浮遊物質 水温 水素イオン 濃度 健康項目 ダイオキシン類 窒素及び燐	(低減措置) ・ 生活排水、その他排水の高度処理による汚濁負荷の低減
水象	工事	工事の施行 (地下水の水位)	地下水の水位	(低減措置) ・ 地下水涵養への影響を考慮し、土地の改変は最小限とし、造成面の早期の緑化を行う。
		工事の施行 (河川の流量等)	河川等の流量	(低減措置) ・ 土地利用の用途を変更せず、流出係数に改変を加えないようにする。 ・ 雨水の地下浸透の促進や雨水流出抑制機能を持つ仮設沈砂槽池の設置により、雨水の流出を調整することで、下流河川の流量を調整する。
	存在・供用	施設の存在	地下水の水位	(低減措置) ・ 地下水涵養への影響を考慮し、土地の改変は最小限とし、造成面の早期の緑化を行う。

表 11-1 (5) 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

影響要素	環境影響要因		予測項目	保全措置の内容
土壌	工事	工事の施行	土壌の汚染に係る環境基準に定める項目 ダイオキシン類	(低減措置) - 工事時の仮囲い（高さ 3.0m）の設置により、周辺への土壌の飛散を低減する。 - 工事用車両は、敷地内で車輪・車体に付着した土砂を洗浄し、退出することにより、土壌の外部への飛散防止対策を行う。
	存在・供用	施設の稼働	ダイオキシン類	(低減措置) - 焼却温度を 850℃以上で 2 秒以上滞留させることによりダイオキシン類の発生を抑制する。また、急冷によりダイオキシン類の 2 次生成を防止する。 - ろ過集塵機により排ガスのろ過を行うことにより、ダイオキシン類付着粒子の排出を低減する。
動物	工事、存在・供用	工事の施行及び施設の存在・稼働	保全すべき種の生息地の改変の程度	(低減措置) 事業実施区域内における動物の生息に配慮するため「さいたま市公共施設緑化マニュアル」等に準拠した緑地を整備する。
			騒音による動物の影響	(低減措置) - 事業実施区域の周囲に仮囲い（高さ 3.0m）を設置し、周辺への騒音の影響を低減する。 - 主要な建設機械については国指定の低騒音・低振動型を使用する。 - 建設機械の稼働台数の低減を図るとともに、建設機械の集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図り、騒音の低減に努める。 - 大きな騒音の発生が想定される設備機器等には、防音カバー等による発生源対策や防音対策を施した部屋に設置するなどの伝ば対策を施す。 - 低周波音の発生が想定される設備機器等には、防振架台の設置等による対策を施す。

表 11-1 (6) 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

影響要素	環境影響要因		予測項目	保全措置の内容
動物	工事	工事の施行	水質・水量変化による水生生物への影響	(低減措置) ・ 仮設沈砂池の設置。 ・ 解体撤去工事等における仮設排水処理設備の設置。 ・ 土地利用の用途を変更せず、流出係数に改変を加えないようにする。 ・ 雨水の地下浸透の促進や雨水流出抑制施設の設置により、雨水の流出を調整することで、下流河川の流量を調整する。 ・ 地下水涵養への影響を考慮し、土地の改変は最小限とし、造成面の早期緑化を行う。
植物	工事、存在・供用	工事の施行及び施設の存在・稼動	保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響 植生の改変の内容及び程度並びに保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響 緑の量の変化	(低減措置) ・ 「さいたま市公共施設緑化マニュアル」及び「さいたま市緑化指導基準マニュアル」を遵守し、25%以上の緑化率を実現する。
生態系	工事、存在・供用	工事の施行及び施設の存在・稼動	生態系基盤条件 着目種と関係種との関係	(低減措置) ・ 工事中の排水は、仮設沈砂池で沈砂後に放流することにより、濁水の発生低減に努める。 ・ 施設の稼動に伴う騒音の発生の低減に努め、生息環境の保全を図る。 ・ 植栽には、可能な限り在来種を用いる。
景観	存在・供用	施設の存在	眺望景観	(低減措置) ・ 色彩は、アースカラーを基調とする。 ・ 緑地で周囲を囲むことで、周辺と調和した景観を形成する。
自然とのふれあいの場	工事	工事の施行	自然とのふれあいの場の利用環境の変化	(低減措置) ・ 法定速度での走行や過積載及び落下物の防止など適切な運転指導を徹底する。 ・ 効率的な車両の運行管理により、車両走行の集中を避ける。
	存在・供用	施設の存在・供用	自然とのふれあいの場の利用環境の変化	(低減措置) ・ 法定速度での走行や過積載及び落下物の防止など適切な運転指導を徹底する。 ・ 効率的な車両の運行管理により、車両走行の集中を避ける。

表 11-1 (7) 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

影響要素	環境影響要因		予測項目	保全措置の内容
日照阻害	存在・供用	施設の存在	日陰となる時刻、時間数 日陰による住宅への影響	(回避措置) ・ 建物高さが最も高い工場棟を住宅地から最も遠い事業実施区域内の南西側に配置する。
電波障害	存在・供用	施設の存在	電波障害の範囲・遮蔽障害	(低減措置) ・ 電波障害が起きた場合でかつ事業範囲内の工事が必要になった場合、必要な協力や工事を行う。
廃棄物	工事	工事施行	廃棄物 残土	(低減措置) ・ 建設工事に係る廃棄物は、発生現場で可能な限り分別を行い、建設リサイクル法に基づく対象品目については、同法に基づき可能な限りリサイクルを推進し、リサイクルができないものは適正に処分を行う。 ・ 残土については、場内の埋め戻し土として再利用するほか、場外の施設で 100%再資源化を行う。
	存在・供用	施設の稼働	廃棄物 雨水及び処理水	(低減措置) ・ 施設の存在・供用に伴う廃棄物は、可能な限りリサイクルを推進し、リサイクルができないものは適正に処分を行う。 ・ 雨水及び処理水については、場内での有効利用を図り、再利用できないものは適正に処理し河川放流を行う。
温室効果ガス	存在・供用	施設の稼働	温室効果ガスの種類ごとの排出量 温室効果ガスの排出量の削減の状況	(低減措置) ・ 高効率ごみ発電施設では、ごみ処理により発生した熱を利用して発電を行い、所内動力に使用する。余熱利用設備を設け、施設外への熱供給を可能とする。 ・ 発電機による発電量が施設内で使用可能な電力量を超えた場合は、余剰電力を電力会社へ売電することによって、二酸化炭素発生の抑制に寄与する。 ・ タービン定格における発電効率は、18.5%以上を確保する。 ・ 過剰な構内照明の設置を避け、太陽光等の自然エネルギーの利用や LED 照明等の使用を原則とする。 ・ 「さいたま市公共施設緑化マニュアル」及び「さいたま市緑化指導基準マニュアル」を遵守し、25%以上の緑化率を実現する。

表 11-1 (8) 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

影響要素	環境影響要因		予測項目	保全措置の内容
コミュニティ	工事	工事の施行	コミュニティ施設の有する機能の変化	(低減措置) ・ 粉じんが発生するおそれがある場合は、適宜、場内散水を行い粉じん飛散対策に努める。 ・ 主要な建設機械については国指定の低騒音・低振動型を使用する。 ・ 建設機械の稼働台数の低減を図るとともに、建設機械の集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図り、騒音の低減に努める。 ・ 事業実施区域の周囲に仮囲い（高さ 3.0m）を設置し、周辺への騒音の影響を低減する。
		工事用車両の走行	コミュニティ施設での利用経路に与える影響	(低減措置) ・ 効率的な車両の運行管理により、車両走行の集中を避ける。 ・ 法定速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。
	存在・供用	施設の存在	コミュニティ施設の有する機能の変化	(低減措置) ・ 大きな騒音の発生が想定される設備機器等には、防音カバー等による発生源対策や防音対策を施した部屋に設置するなどの伝ば対策を施す。 ・ 大きな振動の発生が想定される設備機器等には、防振架台に設置等による発生源対策を施す。 ・ 臭気の発生源であるごみピットから燃焼用空気を吸引することでごみピットを負圧化し、臭気の漏洩を防止する。プラットホームの出入口にはエアカーテンを設置し、プラットホームからの臭気の漏洩を防止する。全炉停止時は脱臭装置によってごみピットを負圧に保ち、臭気の漏洩を防止する。 ・ ごみから発生する臭気は、高温で分解し、施設の煙突からの排出ガスによる悪臭の影響を最小限にする。
		関係車両の走行	コミュニティ施設までの利用経路に与える影響	(低減措置) ・ 効率的な車両の運行管理により、車両走行の集中を避ける。 ・ 法定速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。

表 11-1 (9) 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

影響要素	環境影響要因		予測項目	保全措置の内容
地域交通	工事	工事の施行	自動車交通 (交通量・交通流) 交通安全 バス走行時間	(低減措置) ・ 法定速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・ 必要に応じた交通誘導員の配置 ・ 混雑時間帯を可能な限り避けた車両運行計画の立案
	存在・供用	施設の存在・供用	自動車交通 (交通量・交通流) 交通安全 バス走行時間	(低減措置) ・ 法定速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・ 混雑時間帯を可能な限り避けた車両運行計画の立案 ・ 地域住民が利用する通学路や自然とのふれあいの場付近など、人が集まる施設を示した位置図等を配布するなど、安全に関する情報の共有を図る。
安全	存在・供用	施設の存在・供用	危険物の火災及び爆発に対する安全性の確保の程度 危険物の漏洩及び拡散に対する安全性の確保の程度	(回避措置) ・ 危険物の種類に応じた適切な保管・管理方法の採用 ・ 信頼性の高い処理方式採用 ・ 危険物等が漏洩しない設備構造の採用 ・ 危険物等が漏洩・拡散しない運転管理の実施

第 12 章 都市計画対象事業の実施による影響 の総合的な評価

第12章 都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価

本事業に係る環境影響評価の結果は、表 12-1～表 12-43 に示すとおりであり、環境に対して負荷を生ずる可能性のある、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、土壌、動物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、日照障害、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等、コミュニティ、地域交通、安全については、環境保全措置を講ずること等により、その環境影響は十分に回避・低減されているものと評価された。植物については、移植による代償措置を講ずることにより、保全すべき植物種の個体の保全が図ることができるものと評価された。

本事業の実施にあたっては、各種の環境保全措置を確実に履行するとともに、最新の技術・工法等を積極的に採用し、環境負荷の低減に努める。さらに、事後調査計画に基づく事後調査により、環境保全をより確実なものとしていく。工事中及び供用後において、事前に予測し得なかった環境問題が生じた場合、又は、予測等に用いた計画諸元の変更により、環境負荷の増加が明らかな場合には、速やかに調査等を行い、関係機関と協議の上、専門家の指導及び助言を踏まえて、適切な措置を講じていく。また、今後、環境影響評価を行う過程で、項目及び手法の選定等に関する事項に新たな事象が生じた際には、さいたま市と協議の上で適切な対応を実施する。

以上のことから、本事業の実施による環境への負荷をできる限り回避・低減し、環境の保全についての配慮を適正に行っているものと評価する。

表 12-1 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
大気質	【建設機械の稼働に伴う大気質への影響】 二酸化窒素の最大着地濃度出現地点における濃度は、期間①が0.0164ppm、期間②が0.0086ppmと予測された。バックグラウンドに対する寄与率は、期間①が53.95%、期間②が38.05%であった。 粉じんの量の最大値は、期間①が冬季の南側敷地境界の4.8t/km²/月であり、期間②が夏季の北側敷地境界における6.8t/km²/月であった。	(回避・低減の観点) 事業計画では、仮囲いの設置や場内散水によって粉じん飛散対策に努める。建設機械は、導入可能な範囲で排ガス対策型建設機械を使用するとともに、集中稼働を避ける等効率的な稼働を図り、大気汚染物質排出量の低減に努める。 したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものとする。 (基準・目標との整合の観点) 二酸化窒素の最大着地濃度出現地点における日平均値の98%値は、期間①が0.049ppm、期間②が0.039ppmであり、いずれも評価指標値を満足した。粉じんの量の最大値は、期間①が冬季の南側敷地境界の4.8t/km²/月であり、期間②が夏季の北側敷地境界における6.8t/km²/月であり、いずれも評価指標値を満足した。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う大気質への影響の予測結果は、整合を図るべき基準、目標との整合が図られているものとする。	無	(低減措置) ・ 事業実施区域の周囲に仮囲い(高さ3.0m)を設置し、周辺への粉じん等の大気汚染の影響を低減する。 ・ 粉じんが発生するおそれがある場合は、適宜、場内散水を行い粉じん飛散対策に努める。 ・ 導入可能なものについては、排ガス対策型建設機械を使用する。 ・ 建設機械の稼働台数の低減を図るとともに、建設機械の集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図り、大気汚染物質排出量の低減に努める。	無

表 12-2 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
大気質	【東部環境センターの解体撤去】 工事計画では、類似施設の解体時における大気中のダイオキシン類の排出抑制において、実績を有する手法と同様の環境保全措置を実施する。また、東部環境センター内の土壌は、環境基準を上回るダイオキシン類は含まれておらず、既存建物があるエリアは解体に併せ土壌調査を行う。さらに、工事時の仮囲いの設置や工事用車両の洗浄等によって敷地内で付着した土壌の外部への飛散防止対策を行う。 したがって、東部環境センターの解体撤去に伴う大気質への影響は、軽微であると予測する。	(回避・低減の観点) 工事計画では、類似施設の解体時における大気中のダイオキシン類の排出抑制において、実績を有する手法と同様の環境保全措置を実施する。また、東部環境センター内の土壌は、環境基準を上回るダイオキシン類は含まれておらず、既存建物があるエリアは解体に併せ土壌調査を行う。さらに、工事時の仮囲いの設置や工事用車両の洗浄等によって敷地内で付着した土壌の外部への飛散防止対策を行う。 したがって、東部環境センターの解体撤去に伴う大気質への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものとする。	無	(低減措置) - 東部環境センターの解体撤去にあたっては、ダイオキシン類の汚染状況を事前に把握し、適切な飛散防止対策を講じることにより、作業従事者の安全及び周辺環境大気中への飛散を防止する。 - ダイオキシン類の汚染の危険がある設備については、解体前、解体中、解体後等の各段階において調査を行う。 - 管理区域の設定にあたっては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱」（平成13年4月25日 基発第401号の2）に基づき、作業場所を第1管理区域から第3管理区域までに区分し、各管理区域において作業方法を決定する。 - 管理区域の決定後、同要綱に基づき、各管理区域（第1～3管理区域）に応じた解体方法及び飛散防止対策、作業従事者の保護具等を決定する。 - 工事時の仮囲い（高さ3.0m）の設置により、周辺への土壌の飛散を低減する。東部環境センターは、現況において土壌の環境基準を上回るダイオキシン類は検出されていないが、既存建物があるエリアは解体に併せ土壌調査を行う。 - 工事用車両は、敷地内で車輪・車体に付着した土砂を洗浄し、退出することにより、土壌の外部への飛散防止対策を行う。	無

表 12-3 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
大気質	【工事用車両の走行に伴う大気質への影響】 二酸化窒素の最大濃度（寄与率）は、期間①が St.11 膝子東側住宅付近・北側の 0.01456ppm (0.07%)、期間②も同地点の 0.014554ppm (0.03%) と予測された。 浮遊粒子状物質の最大濃度（寄与率）は、St.11 膝子東側住宅付近・北側 0.018051mg/m³ (0.006%)、期間②も同地点の 0.018051mg/m³ (0.006%) と予測された。	(回避・低減の観点) 事業計画では、法定速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導、可能な限り低排出ガス規制適合車を使用するとともに、集中化を避ける等効率的な車両の運行管理を図り、大気汚染物質排出量の低減に努める。 したがって、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと考ええる。 (基準・目標との整合の観点) 二酸化窒素の日平均値の 98%値は、期間①・期間②ともに 0.029ppm であった。浮遊粒子状物質の 2%除外値は、期間①・期間②ともに 0.045mg/m³ であった。いずれも、評価指標値を満足した。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う大気質への影響の予測結果は、整合を図るべき基準、目標との整合が図られているものと考ええる。	無	(低減措置) ・法定速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・可能な限り、低排出ガス規制適合車を使用する。 ・効率的な車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。	無

表 12-4 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
大気質	【施設の稼働に伴う大気質への影響】 1.長期平均濃度 最大着地濃度出現地点における寄与濃度は、二酸化窒素が 0.000177ppm、浮遊粒子状物質が 0.000059mg/m³、二酸化硫黄が 0.000118ppm、ダイオキシン類が 0.000059pg-TEQ/m³、塩化水素が 0.000177ppm、水銀が 0.000177μg/m³となり、寄与率は最大で 15.0%（塩化水素）となると予測された。 2.短期平均濃度 (1)大気安定度不安定時 最大着地濃度出現地点における寄与濃度は、二酸化窒素が 0.0024ppm、浮遊粒子状物質が 0.0008mg/m³、二酸化硫黄が 0.0016ppm、ダイオキシン類が 0.0008pg-TEQ/m³、塩化水素が 0.0024ppm、水銀が 0.0024μg/m³となり、寄与率は最大で 70.6%となると予測された。 (2)上層逆転層発生時 最大着地濃度出現地点における寄与濃度は、二酸化窒素が 0.0047ppm、浮遊粒子状物質が 0.0016mg/m³、二酸化硫黄が 0.0032ppm、ダイオキシン類が 0.0016pg-TEQ/m³、塩化水素が 0.0048ppm、水銀が 0.0048μg/m³となり、寄与率は最大で 82.8%となると予測された。 (3)接地逆転層崩壊時 最大着地濃度出現地点における寄与濃度は、二酸化窒素が 0.0077ppm、浮遊粒子状物質が 0.0027mg/m³、二酸化硫黄が 0.0054ppm、ダイオキシン類が 0.0027pg-TEQ/m³、塩化水素が 0.0082ppm、水銀が 0.0082μg/m³となり、寄与率は最大で 89.1%となると予測された。 (4)ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時 最大着地濃度出現地点における寄与濃度は、二酸化窒素が 0.0017ppm、浮遊粒子状物質が 0.0006mg/m³、二酸化硫黄が 0.0011ppm、ダイオキシン類が 0.0006pg-TEQ/m³、塩化水素が 0.0017ppm、水銀が 0.0017μg/m³となり、寄与率は最大で 63.0%となると予測された。	(回避・低減の観点) 事業計画では、関係法令で定める規制値よりも厳しい自主基準を定め、これを遵守するよう適切な設備・機器の選定、運転管理及び監視を行うよう努める。 したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は、事業者の実行可能な範囲内で行う限り低減されているものと考えます。 (基準・目標との整合の観点) 最大着地濃度出現地点における年平均値及び日平均値の年間 98% 値（又は 2%除外値）は、0.00112 ～ 0.04206ppm であり、いずれも評価指標値を満足している。 短期濃度（1 時間値）で最も高濃度となった接地逆転層崩壊時の評価結果は 0.0064 ～ 0.0447ppm に示すとおりであり、最大着地濃度出現地点における値は、いずれも評価指標値を満足している。	無	(低減措置) ・ 煙突から排出される大気汚染物質は、「大気汚染防止法」等の関係法令で定める規制値よりも厳しい自主基準を定め、規制値を満足するよう設備・機器の選定、運転管理及び監視を行うことで遵守する。	無

表 12-5 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
大気質	【関係車両の走行に伴う大気質への影響】 二酸化窒素の最大濃度（寄与率）は、St.11 膝子東側住宅付近・北側の 0.01443ppm (0.20%) と予測された。 浮遊粒子状物質の最大濃度（寄与率）は、St.11 膝子東側住宅付近・北側の 0.01803mg/m³ (0.02%) と予測された。	（回避・低減の観点） 事業計画では、法定速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導をすることで、大気汚染物質排出量の低減に努める。 したがって、関係車両の走行に伴う大気質への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと考ええる。 （基準・目標との整合の観点） 二酸化窒素の日平均値の 98%値は、いずれも 0.029ppm であり、評価指標値を満足している。浮遊粒子状物質の 2%除外値は、いずれも 0.045mg/m³であり、評価指標値を満足している。 以上のことから、関係車両の走行に伴う大気質への影響の予測結果は、整合を図るべき基準、目標との整合が図られているものと考ええる。	無	（低減措置） ・法定速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。	無

表 12-6 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
騒音・低周波音	【建設機械の稼働に伴う騒音への影響】 期間①において、騒音レベルが最大となる敷地境界上の地点は事業実施区域の敷地境界東側であり、騒音レベルは 80dB(A)と予測された。また、近隣住居等を考慮した予測地点の騒音レベルは、67～68dB(A)と予測された。 期間②において、騒音レベルが最大となる敷地境界上の地点は事業実施区域の敷地境界東側であり、騒音レベルは 77dB(A)と予測された。また、近隣住居等を考慮した予測地点の騒音レベルは、63～65dB(A)と予測された。	(回避・低減の観点) 工事にあたっては、仮囲いを設置するなど騒音の低減に努める。また、主要な建設機械を国指定の低騒音・低振動型を使用するとともに、集中稼働を避ける等効率的な稼働を図り、騒音の低減に努める。 したがって、建設機械の稼働に伴う騒音への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものとする。 (基準・目標との整合の観点) 期間①の敷地境界東側で出現した騒音レベル最大値は 80dB(A)、期間②の敷地境界東側で出現した騒音レベル最大値は 77dB(A)であり、いずれも評価指標値を満足した。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う騒音への影響の予測結果は、整合を図るべき基準、目標との整合が図られているものとする。	無	(低減措置) ・ 事業実施区域の周囲に仮囲い(高さ 3.0m)を設置し、周辺への騒音の影響を低減する。 ・ 主要な建設機械については国指定の低騒音・低振動型を使用する。 ・ 建設機械の稼働台数の低減を図るとともに、建設機械の集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図り、騒音の低減に努める。	無

表 12-7 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
騒音・低周波音	【工事用車両の走行に伴う騒音の影響】 期間①において、道路端における自動車交通騒音レベルは、St.9 特別養護老人ホーム恵の里付近では昼間 64～65dB(A)・夜間 55dB(A)、St.10 シニアふれあいセンター東楽園付近では昼間 70dB(A)・夜間 61dB(A)、St.11 膝子東側住宅付近では、昼間 65dB(A)・夜間 59dB(A)と予測された。 期間②において、道路端における自動車交通騒音レベルは、St.9 特別養護老人ホーム恵の里付近では昼間 64dB(A)・夜間 55dB(A)、St.10 シニアふれあいセンター東楽園付近では昼間 69dB(A)・夜間 61dB(A)、St.11 膝子東側住宅付近では、昼間 65dB(A)・夜間 59dB(A)と予測された。	(回避・低減の観点) 事業計画では、法定速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導とともに、集中化を避ける等効率的な車両の運行管理を図り、車両走行騒音の低減に努める。 したがって、工事用車両の走行に伴う騒音への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと考ええる。 (基準・目標との整合の観点) 期間①については、特別養護老人ホーム恵の里付近 (St.9) の騒音レベルは評価指標値を満足したが、シニアふれあいセンター東楽園付近 (St.10) 及び膝子東側住宅付近 (St.11) は 59～70dB(A)であり、全ての時間区分で評価指標値のうち環境基準を上回った。 期間②についても、期間①と同様にシニアふれあいセンター東楽園付近 (St.10) 及び膝子東側住宅付近 (St.11) は 59～69dB(A)であり、全ての時間区分で評価指標値のうち環境基準を上回った。 しかしながら、全地点とも現況の道路交通騒音と比較すると、昼間は 1dB (A) 未満～2dB (A) の増加、夜間の増加は全て 1dB (A) 未満であり、工事用車両の走行による影響はほとんどないといえる。また、前項で述べた環境保全措置の実施により、周辺環境への環境負荷を可能な限り低減するよう努めることとする。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う騒音への影響の予測結果は、整合を図るべき基準、目標との整合が図られているものと考ええる。	無	(低減措置) ・法定速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・効率的な車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。	無

表 12-8 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
騒音・低周波音	【施設の稼働に伴う騒音の影響】 施設の稼働に伴う騒音のレベル(暗騒音と施設稼働騒音の合成値)は、朝・昼間・夕の時間区分については49～62dB(A)、夜間は48～56 dB(A)であった。 予測地点における施設の稼働による低周波音は、St.1 敷地境界1で75dB、St.2 敷地境界2で78dB、St.3 大宮東高等学校南側で71dB、St.4 近隣住宅付近で75dBと予測された。	(回避・低減の観点) 騒音または低周波音の発生機器は可能な限り屋内に設置するとともに、大きな騒音の発生が想定される設備機器等には機器の防音対策や、防音対策を施した部屋に設置するなどの伝ば対策防音対策を施すことにより、騒音の低減に努める。 したがって、施設の稼働に伴う騒音及び低周波音への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと考ええる。 (基準・目標との整合との観点) 全ての施設が稼働する朝・昼間・夕の時間区分については、施設の稼働による騒音は49～62dB(A)とすべて評価指標値を上回った。しかしながら、暗騒音(現況の騒音レベル調査結果)と比較すると、施設の稼働による騒音の増加は全て1 dB(A)未満であった。 マテリアルリサイクル推進施設が停止する夜間の時間区分についても、施設の稼働による騒音は48～56dB(A)とすべて評価指標値を上回るが、暗騒音レベル(現況の騒音レベル調査結果)と比較すると、全て1 dB(A)未満であった。 朝・昼間・夕及び夜間ともに、評価指標値を上回ったが、暗騒音レベル(現況の騒音レベル調査結果)と比較すると、施設の稼働による騒音の増加は全て1dB(A)未満であり、施設の稼働による影響はほとんどないといえる。また、前項で述べた環境保全措置の実施により、周辺環境への環境負荷を可能な限り低減するよう努めることとする。 以上のことから、施設の稼働に伴う騒音への影響の予測結果は、整合を図るべき基準、目標との整合が図られているものと考ええる。 低周波音については、施設の稼働に伴う低周波音の増加はなく、整合を図るべき基準、目標との整合が図られているものと考ええる。	無	(低減措置) - 大きな騒音の発生が想定される設備機器等には、防音カバー等による発生源対策や防音対策を施した部屋に設置するなどの伝ば対策を施す。 - 低周波音の発生が想定される設備機器等には、防振架台の設置等による対策を施す。	無

表 12-9 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
騒音・低周波音	【関係車両の走行に伴う騒音の影響】 供用後の道路端における自動車交通騒音レベル（昼間）は St.9 特別養護老人ホーム恵の里付近で 66dB(A)、St.10 シニアふれあいセンター東楽園で昼間 69dB(A)、St.11 膝子東側住宅付近で 65dB(A) と予測された。	(回避・低減の観点) 関係車両の走行については、適切な運転指導を徹底するとともに、効率的な車両運行によって車両走行の集中を避ける。 したがって、関係車両の走行に伴う騒音への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものとする。 (基準・目標との整合との観点) 特別養護老人ホーム恵の里付近 (St.9) 及びシニアふれあいセンター東楽園付近 (St.10) の騒音レベルの増加は 1 dB(A)未満～3dB(A)であった。評価指標値と比較した結果、St.9 及び St.10 において環境基準を上回ったが、要請限度は全て下回った。 また、膝子東側住宅付近 (St.11) については、関係車両による増加は 1dB(A)未満であったが、評価指標値である環境基準をすべて上回った。 全地点とも評価指標値を上回ったが、現況の道路交通騒音と比較すると、差は 1dB(A)未満～3dB(A)であり、関係車両の走行による影響はほとんどないといえる。 また、前項で述べた環境保全措置の実施により、周辺環境への環境負荷を可能な限り低減するよう努めることとする。 以上のことから、関係車両の走行に伴う騒音への影響の予測結果は、整合を図るべき基準、目標との整合が図られているものとする。	無	(低減措置) ・ 効率的な車両の運行管理により車両走行の集中を避ける。 ・ 法定速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・ 搬入・搬出時間は原則昼間とし、夜間の騒音増加を低減する。	無

表 12-10 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
振動	【建設機械の稼働に伴う振動の影響】 期間①において、振動レベルが最大となる敷地境界上の地点は、事業実施区域敷地境界東側であり、振動レベルは 67dB と予測された。また、近隣住居等を考慮した予測地点の振動レベルは 42 ～ 43dB と予測された。 期間②において、振動レベルが最大となる敷地境界上の地点は、事業実施区域敷地境界西側であり、振動レベルは 54dB と予測された。また、近隣住居等を考慮した予測地点の振動レベルは 30dB 未満～34dB と予測された。	(回避・低減の観点) 工事にあたっては、主要な建設機械を国指定の低騒音・低振動型を使用するとともに、集中稼働を避ける等効率的な稼働を図り、振動の低減に努める。 したがって、建設機械の稼働に伴う振動への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものとする。 (基準・目標との整合の観点) 期間①の敷地境界北側で出現した振動レベル最大値は 67dB、期間②の敷地境界西側で出現した振動レベル最大値は 54dB であり、いずれも評価指標値を満足した。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う振動への影響の予測結果は、整合を図るべき基準、目標との整合が図られているものとする。	無	(低減措置) ・ 主要な建設機械については国指定の低騒音・低振動型を使用する。 ・ 建設機械の稼働台数の低減を図るとともに、建設機械の集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図り、振動の低減に努める。	無

表 12-11 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
振動	【工事用車両の走行に伴う振動の影響】 期間①において、道路端における供用後の自動車交通振動レベルは、St.9 特別養護老人ホーム恵の里付近では昼間 48dB・夜間 45dB、St.10 シニアふれあいセンター東楽園付近では昼間 42dB、夜間 37dB、St.11 膝子東側住宅付近では夜間 47～48dB（昼間は工事用車両の走行なし）と予測された。 期間②において、道路端における供用後の自動車交通振動レベルは、St.9 特別養護老人ホーム恵の里付近では昼間 46～47dB・夜間 44dB、St.10 シニアふれあいセンター東楽園付近では昼間 42dB、夜間 36dB、St.11 膝子東側住宅付近では夜間 46dB（昼間は工事用車両の走行なし）と予測された。	（回避・低減の観点） 事業計画では、法定速度での走行や過積載の防止など適切な運転指導とともに、集中化を避ける等効率的な車両の運行管理を図り、車両走行振動の低減に努める。 したがって、工事用車両の走行に伴う振動への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと考ええる。 （基準・目標との整合の観点） 期間①の特別養護老人ホーム恵の里付近（St.9）は、昼間及び夜間ともに 4～5dB 増加したものの、人が振動を感じ始めるレベルである 55dB は下回っていた。 シニアふれあいセンター東楽園付近（St.10）及び膝子東側住宅付近（St.11）の振動レベルは、昼間及び夜間ともに 1～3dB の増加であった。いずれの地点も、工事中の道路交通振動は評価指標値を満足した。 期間②については、特別養護老人ホーム恵の里付近（St.9）は、昼間及び夜間ともに 2～3dB 増加したものの、人が振動を感じ始めるレベルである 55dB は下回っていた。シニアふれあいセンター東楽園付近（St.10）及び膝子東側住宅付近（St.11）の振動レベルは、昼間及び夜間ともに 1dB の増加であった。いずれの地点も、工事中の道路交通振動は評価指標値を満足した。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う振動への影響の予測結果は、整合を図るべき基準、目標との整合が図られているものと考ええる。	無	（低減措置） ・ 法定速度での走行や過積載の防止など適切な運転指導を徹底する。 ・ 効率的な車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。	無

表 12-12 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
振動	【施設の存在・供用に伴う振動の影響】 施設の稼働に伴う振動レベル（暗振動と施設稼働振動の合成値）は、昼間は 38～49dB、夜間は 33～41dB と予測された。	（回避・低減の観点） 振動の発生機器は防振架台に設置等による発生源対策を施すとともに、日常点検を確実に実施し整備不良によるガタツキを防止することで、振動の低減に努める。 したがって、施設の稼働に伴う振動への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと考ええる。 （基準・目標との整合の観点） 全ての施設が稼働する昼間及びマテリアルリサイクル推進施設が停止する夜間の時間区分いずれも施設の稼働による振動は 33～49dB であり、全て評価指標値を下回った。 暗振動レベルと比較すると、敷地境界 1（St.1）の昼間及び夜間、及び敷地境界 2（St.2）の夜間において 4dB 増加したものの、人が振動を感じ始めるレベルである 55dB は下回っていた。 以上のことから、施設の稼働に伴う振動への影響の予測結果は、整合を図るべき基準、目標との整合が図られているものと考ええる。	無	（低減措置） 大きな振動の発生が想定される設備機器等には、防振架台に設置等による発生源対策を施す。	無

表 12-13 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
振動	【関係車両の走行に伴う振動の影響】 供用後の道路端における自動車交通振動レベル（昼間）は、St.9 特別養護老人ホーム恵の里付近では 49dB、St.10 シニアふれあいセンター東楽園付近では 42dB、St.11 膝子東側住宅付近では 53dB と予測された。	（回避・低減の観点） 関係車両の走行については、適切な運転指導を徹底するとともに、効率的な車両運行によって車両走行の集中を避ける。 したがって、関係車両の走行に伴う振動への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと考ええる。 （基準・目標との整合の観点） 特別養護老人ホーム恵の里付近（St.9）は 4dB 増加したものの、人が振動を感じ始めるレベルである 55dB は下回っていた。シニアふれあいセンター東楽園付近（St.10）及び膝子東側住宅付近（St.11）の振動レベルは、ともに 1dB の増加であった。いずれの地点も、供用時の道路交通振動は夜間の発生はなく評価指標値を満足した。 以上のことから、関係車両の走行に伴う振動への影響の予測結果は、整合を図るべき基準、目標との整合が図られているものと考ええる。	無	（低減措置） ・ 効率的な車両の運行管理により車両走行の集中を避ける。 ・ 法定速度での走行や過積載の防止など適切な運転指導を徹底する。 ・ 搬入・搬出時間は原則昼間とし、夜間の振動増加を低減する。	無

表 12-14 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
悪臭	【施設の煙突からの排出ガスによる悪臭の影響】 着地濃度が最大となる地点における臭気濃度は0.26となり、臭気指数に換算すると10未満となった。	(回避・低減の観点) 施設の煙突からの排出ガスによる悪臭は、高温によって臭気が分解されることから、影響は最小限となると考える。 以上のことから、施設の煙突からの排出ガスによる悪臭の影響は、事業者の実行可能な範囲でできるかぎり低減されているものとする。 (基準・目標との整合の観点) 予測地点（最大着地濃度地点）における臭気指数は、全ての地点で10未満と予測され、評価の指標を満足する。 以上のことから、施設の煙突からの排出ガスによる悪臭の影響の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られているものとする。	無	(低減措置) ・ ごみから発生する臭気は、高温で分解し、施設の煙突からの排出ガスによる悪臭の影響を最小限にする。	無

表 12-15 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
悪臭	【施設からの臭気の漏洩に伴う悪臭の影響】 敷地境界における臭気指数は 10 未満となっており、「さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成 20 年さいたま市規則第 104 号）に基づく地域指定で第一種区域において定める規制基準（臭気指数 10）と比較すると下回っている。これら実績のある対策を講じることで、施設内部の臭気の漏洩に伴う悪臭の影響は少ないと考えられる。	（回避・低減の観点） 事業計画では、臭気の発生源であるごみピットから燃焼用空気を吸引する。全炉停止時は脱臭装置によってごみピットを負圧に保ち、臭気の漏洩を防止する。さらに、プラットホームの出入口にはエアカーテンを設置し、臭気の漏洩を防止することで、施設からの臭気の漏洩に伴う悪臭の影響の低減に努める。 したがって、施設からの臭気の漏洩に伴う悪臭の影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと考ええる。 （基準・目標との整合の観点） 施設からの臭気の漏洩に伴う悪臭は、上記の環境保全措置を実施することで、影響は最小限となり、評価指標値臭気指数 10 や特定悪臭物質の規制値は下回るものと考ええる。 以上のことから、施設からの臭気の漏洩に伴う悪臭の影響の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られているものと考ええる。	無	（低減措置） - 臭気の原因となる発生源であるごみピットから燃焼用空気を吸引することでごみピットを負圧化し、臭気の漏洩を防止する。 - プラットホームの出入口にはエアカーテンを設置し、プラットホームからの臭気の漏洩を防止する。 - 全炉停止時は脱臭装置によってごみピットを負圧に保ち、臭気の漏洩を防止する。	無

表 12-16 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
水質	【工事の施行に伴う水質の影響】 工事計画では、杭工事及び既存施設の解体撤去工事等における排水は、仮設沈砂池の設置や仮設排水処理設備を設置し適切な処理を実施する。したがって、放流先河川である綾瀬川での濁水の発生や水質への影響は軽微であると予測する。	(回避・低減の観点) 工事計画では、杭工事及び既存施設の解体撤去工事等における排水は、仮設沈砂池の設置や仮設排水処理設備を設置し適切な処理を実施することで、工事の施行に伴う水質及び底質への影響の低減に努める。 したがって、工事の施行に伴う水質及び底質への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと考ええる。 (基準・目標との整合の観点) 環境保全措置が適切に実施されることにより、水質及び底質に及ぼす影響は小さいと予測されることから、工事の施行に伴う水質の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等と整合が図られているものと考ええる。	無	(低減措置) ・ 工事中の排水は、仮設沈砂池で沈砂後に放流することにより、濁水の発生低減に努める。 ・ 解体撤去工事等における仮設排水処理設備の設置。	無

表 12-17 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
水質	【施設の稼働に伴う水質の影響】 事業計画では、プラント排水は極力場内で再利用されるものの、余剰の再利用水（最大 24.9m³/日）の排水が想定されている。また、生活排水（最大 26m³/日）の放流が想定されるが、放流先である綾瀬川の河川流量（最小値は現地調査時の 1.0m³/s=86,400m³/日）に対する流量の増加率は小さいこと、放流水質は適切な処理を行い排水基準を遵守することから、水質及び底質への影響は軽微であると予測する。	（回避・低減の観点） 事業計画では、余剰の再利用水、生活排水の放流が想定されるものの、放流先である綾瀬川の河川流量に対して極小であること、放流水質は適切な処理を行い排水基準を遵守することで、施設の稼働に伴う水質及び底質への影響の低減に努める。 したがって、施設の稼働に伴う水質及び底質への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと考ええる。 （基準・目標との整合性の観点） 環境保全措置が適切に実施されることにより、水質及び底質に及ぼす影響は小さいと予測されることから、施設の稼働に伴う水質及び底質の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等と整合が図られているものと考ええる。	無	（低減措置） 生活排水、その他排水の高度処理による汚濁負荷の低減	無

表 12-18 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
水象	【工事の施行に伴う水象の影響（地下水の水位）】 事業実施区域及びその周辺地域の井戸は、ストレーナーの位置より 60～140m 程度の深度の帯水層より採水を行っている。本事業によるごみピット設置等に伴う掘削深度は、最大で地表面下-15m 程度であり、周辺井戸の地下水の水位に影響を生じることとはほとんどないと考えられる。 なお、事業実施区域の周辺区域は、河道周辺に水田の広がる低地であることから、自由水の水位が地表面近くにあることが想定される。そのため、ピット等の掘削にあたっては、十分な遮水工により地下水の流入を抑制するとともに、必要に応じディープウェル等により施行範囲の地下水の排除が必要となる。 周辺の地形や土地利用の状況からは、自由水は広く、かつ大量に分布していることが考えられ、本事業の施行によって、周辺地域の自由水である地下水での水位の低下等の影響を生じることとはほとんどないと考えられる。	（回避・低減の観点） 本事業の実施に伴うピット等の掘削による事業実施区域及びその周辺地域の地下水の水位への影響は、対象事業区域周辺の井戸の帯水層と干渉しないため、既存井戸への影響はない。 周辺自由水の水位についても、事業実施区域周辺の地形や土地利用の状況から地下水が広く賦存していると考えられることから、本事業の実施による影響は軽微であると考えられた。 以上より、対象事業区域及びその周辺地域の地下水の水位に与える影響は、回避・低減されていると評価する。	無	（低減措置） 地下水涵養への影響を考慮し、土地の改変は最小限とし、造成面の早期の緑化を行う。	無

表 12-19 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
水象	【工事の施行に伴う水象の影響（河川流量）】 本事業は、既設の清掃工場である東部環境センターの敷地に設置するものであり、すでに人工的な土地利用に改変された区域であり、当該区域内の流出係数に大きな改変を行わないことから原則として河川等の流量への影響はほとんどないと考えられる。 サーマルエネルギーセンターの整備を行うにあたり、基礎工事等の実施時に掘削や造成などの土地の改変が行われ、その間事業実施区域からの雨水の流出量に変化が生じることが考えられる。しかしながら、雨水流出については、現地盤による地下浸透を行い、加えて本事業は「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づき、雨水流出抑制施設（約 2,400m³）を設置することとしている。 施行中についてもこれに準じた調整能力の確保に努めることから、降雨等の一時的な状況においても、雨水等の排水を行う河川の流下能力に支障を生じることではなく、影響は軽微であると予測される。	（回避・低減の観点） 対象事業の施行にあたっては、下流河川の降雨時のピーク流出量を調整するため、施行中においても雨水流出抑制施設（約 2,400m³）に準じた施設を設置することから、本事業の実施による河川流量への程度は小さいと予測され、本事業の実施による下流河川の流量等への回避・低減されていると評価する。	無	（低減措置） ・土地利用の用途を変更せず、流出係数に改変を加えないようにする。 ・雨水の地下浸透の促進や雨水流出抑制機能を持つ沈砂槽等の設置により、雨水の流出を調整することで、下流河川の流量を調整する。	無

表 12-20 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
水象	【施設の存在に伴う水象の影響（地下水の水位）】 事業実施区域及びその周辺地域の井戸で観測された地下水位は、ストレーナーの位置より、60～140m 程度にあると考えられた。本事業によるごみピット設置等に伴う掘削深度は、最大で地表面下-15m 程度であり、周辺井戸の地下水の水位に影響を生じることはない。 なお、事業実施区域の周辺区域は、河道周辺に水田の広がる低地であることから、自由水の水位が地表面近くにあることが想定される。そのため、ピット等の設置、施設を支持する杭基礎等の地下構造物が地下水の流下等に影響を及ぼす可能性が考えられる。 しかしながら、事業実施区域は同種施設である東部環境センターの敷地であり、現在の状況下において周辺への影響は確認されていない。加えて、周辺の地形や土地利用の状況からは、自由水は広く、かつ大量に分布していることが考えられ、本事業の実施による施設の設置によって、周辺地域の自由水の地下水の水位の低下等の影響を生じることとはほとんどないと考えられる。	（回避・低減の観点） 本事業の実施に伴う施設の設置による事業実施区域及びその周辺地域の地下水の水位への影響は、対象事業区域周辺の井戸の帯水層と干渉しないため、既存井戸への影響はほとんどないと考えられた。 周辺自由水の水位についても、事業実施区域周辺の地形や土地利用の状況から地下水が広く賦存していると考えられることから、本事業の実施による影響は軽微であると考えられた。 以上より、対象事業区域及びその周辺地域の地下水の水位に与える影響は、回避・低減されていると評価する。	無	（低減措置） 地下水涵養への影響を考慮し、土地の改変は最小限とし、造成面の早期の緑化を行う。	無

表 12-21 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
土壌	【工事の施行に伴う土壌の影響】 既存資料調査結果により、事業実施区域内の土壌はダイオキシン類等による汚染は確認されておらず、今後調査となる既存建物エリアについても土壌汚染対策法に基づき適切な調査及び保全対策が実施されることから汚染の可能性は極めて低いものと予測される。	(回避・低減の観点) 既存資料調査結果により、事業実施区域内の土壌はダイオキシン類等による汚染は確認されておらず、今後調査となる既存建物エリアについても土壌汚染対策法に基づき適切な調査及び保全対策が実施されることから汚染の可能性は極めて低いものと考えられる。 また、事業計画では、工事時の仮囲い（高さ 3.0m）の設置や工事用車両の洗浄や搬入出道路の清掃により、土壌の飛散を防止する環境保全措置を適切に実施することで、工事の施行に伴う土壌汚染への影響の低減に努める。 したがって、工事の施行に伴う土壌への影響は、事業者の実行可能な範囲で低減されているものとする。 (基準・目標との整合性の観点) 環境保全措置が適切に実施されることにより、土壌への影響は小さくなると予測される。よって、工事の施行に伴う土壌の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等と整合が図られているものとする。	無	(低減措置) - 工事時の仮囲い（高さ 3.0m）の設置により、周辺への土壌の飛散を低減する。 - 工事用車両は、敷地内で車輪・車体に付着した土砂を洗浄し、退出することにより、土壌の外部への飛散防止対策を行う。	無

表 12-22 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
土壌	【施設の存在・供用に伴う土壌の影響】 大気質を介した土壌汚染は、長期的に徐々に蓄積するものと考えられることから、使用する大気質予測結果は、「10.1 大気質」で示した長期平均濃度の結果とした。煙突排出ガスによる大気中への寄与は軽微であり、施設の供用時において周辺土壌に対してダイオキシン類による影響を与えることはほとんどないと予測される。	(回避・低減の観点) 事業計画では、完全燃焼及び急冷、排ガスろ過による排出抑制措置することで、施設の稼動に伴うダイオキシン類の大気への影響は小さいと予測されており、大気を介した土壌への影響も低減されるものとする。 したがって、施設の存在・供用に伴う土壌への影響は、事業者の実行可能な範囲で低減されているものとする。 (基準・目標との整合性の観点) 環境保全措置が適切に実施されることにより、土壌への影響は小さいと予測される。よって、施設の稼動に伴う土壌の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等と整合が図られているものとする。	無	(低減措置) ・ 焼却温度を850℃以上で2秒以上滞留させることによりダイオキシン類の発生を抑制する。また、急冷によりダイオキシン類の2次生成を防止する。 ・ ろ過集塵機により排ガスのろ過を行うことにより、ダイオキシン類付着粒子の排出を低減する。	無

表 12-23 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
動物	【工事の施行及び施設の存在・供用に伴う動物への影響（保全すべき種の生息地の改変の程度）】 現地調査の結果、保全すべき種として、鳥類 4 種（ハイタカ、ノスリ、カワセミ、ホオジロ）、爬虫類 3 種（ニホンカナヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ）、両生類 1 種（トウキョウダルマガエル）、底生生物（魚類）（ドジョウ）1 種、計 9 種が確認され、このうち事業実施区域内で確認された種は 4 種であった。	（回避・低減の観点） 本事業の実施による影響は、「環境保全措置の内容」に示した保全を行うこと、保全すべき種の多くが事業実施区域周辺の環境を主たる生息環境としていることから、工事の施行及び施設の存在・供用に伴う影響は回避又は低減され、保全すべき種への影響は軽微であると予測された。 以上のことから、工事の施行及び施設の存在・供用に伴う動物への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されるものと評価する。	無	（低減措置） 事業実施区域内における動物の生息に配慮するため「さいたま市公共施設緑化マニュアル」等に準拠した緑地を整備する。	無

表 12-24 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
動物	【工事の施行及び施設の存在・供用に伴う動物への影響（騒音による動物への影響）】 現地調査の結果、保全すべき種として、鳥類 4 種（ハイタカ、ノスリ、カワセミ、ホオジロ）、爬虫類 3 種（ニホンカナヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ）、両生類 1 種（トウキョウダルマガエル）、底生生物（魚類）（ドジョウ）1 種、計 9 種が確認され、このうち事業実施区域内で確認された種は 4 種であった。 対象事業の実施に伴い、土地の造成や施設の建設・解体に伴う騒音、及び施設の稼働に伴う騒音が発生するため、本事業の実施に伴う「騒音」による動物に係る保全すべき種への影響について、「10.2 騒音・低周波音の予測結果」に基づき予測した。 対象施設の建設工事の実施に伴う騒音の発生は、「10.2 騒音・低周波音の予測結果」に示したとおり事業実施区域敷地境界で 80dB(A)であり、工施用仮囲いの施行や低騒音型の建設機械の採用等により影響は回避・低減されていると評価した。事業実施区域の周辺で確認された保全すべき種については、工事の実施による事業実施区域敷地境界付近からの一時的な忌避は想定されるが、周辺に同様の生息環境が広く分布することからこれらの種の生息に与える影響は軽微であると予測される。 また、施設の稼働に伴う騒音の発生は、「10.2 騒音・低周波音の予測結果」に示したとおり事業実施区域敷地境界で 56dB(A)であり、透過損失の大きい室内への設置や吸音材の施行の採用等により影響は回避・低減されていると評価した。対象事業は、事業実施区域において稼働している東部環境センターと同種施設であり、音環境としては現況と同種の環境となる。そのため、本事業の実施に伴う施設の稼働によって、これらの種の生息に与える影響は軽微であると予測される。	（回避・低減の視点） 本事業の実施による影響は、「環境保全措置の内容」に示した保全を行うことで、工事の施行及び施設の存在・供用に伴う影響は低減され、保全すべき種への影響は軽微であると予測された。 以上のことから、工事の施行及び施設の存在・供用に伴う動物への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されるものと評価する。	無	（低減措置） ・ 事業実施区域の周囲に仮囲い（高さ 3.0m）を設置し、周辺への騒音の影響を低減する。 ・ 主要な建設機械については国指定の低騒音・低振動型を使用する。 ・ 建設機械の稼働台数の低減を図るとともに、建設機械の集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図り、騒音の低減に努める。 ・ 大きな騒音の発生が想定される設備機器等には、防音カバー等による発生源対策や防音対策を施した部屋に設置するなどの伝ば対策を施す。 ・ 低周波音の発生が想定される設備機器等には、防振架台の設置等による対策を施す。	無

表 12-25 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
動物	【工事の施行に伴う動物への影響（水質・水量変化による水生生物への影響）】 現地調査の結果、保全すべき種として確認された水生生物は、底生生物（魚類）1種であった。水生生物のうち保全すべき種及び個体群について、一般的な生態及び現地調査の確認状況をもとに、建設工事に伴う周辺水質や水象への影響の予測・評価結果を踏まえ、影響の予測を行った。 本種は、河川の中・下流域、用水路などの流れの緩やかな泥底に棲む種であり、事業実施区域周辺の水田や水路が主な生息環境であると考えられる。対象事業の実施による工事中の濁水発生は、沈砂池等の設置により抑制すること、流量調整機能の付与により、下流域の水量に大きな影響を与えない措置を実施することから、本事業の実施による水質・水量に対する影響は軽微であるため、本種への影響は生じないと予測される。	（回避・低減の観点） 本事業の実施による影響は、「環境保全措置の内容」に示した保全を行うことで、工事の施行に伴う影響は低減され、保全すべき種への影響は軽微であると予測された。 以上のことから、工事の施行に伴う動物への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されるものと評価する。	無	（低減措置） ・ 仮設沈砂池の設置。 ・ 解体撤去工事等における仮設排水処理設備の設置。 ・ 土地利用の用途を変更せず、流出係数に改変を加えないようにする。 ・ 雨水の地下浸透の促進や雨水流出抑制施設の設置により、雨水の流出を調整することで、下流河川の流量を調整する。 ・ 地下水涵養への影響を考慮し、土地の改変は最小限とし、造成面の早期緑化を行う。	無

表 12-26 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
植物	【工事の施行及び施設の存在・供用に伴う植物への影響】 1.保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響 現地調査の結果、保全すべき種として7種が確認され、このうち事業実施区域内で確認された種は4種であった。 2. 植生の改変の内容及び程度並びに保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響 現地調査の結果、事業実施区域及びその周辺の区域には、自然植生等は存在せず、また保全対象となる群落も確認されなかった。したがって、本事業の実施による影響は生じないと予測される。 3.緑の量の変化 事業実施区域内の緑被率は、植生調査の結果に基づき、植栽地、路傍雑草、畑・樹苑を緑被部分とすると約38%となる。本事業の実施後においても、事業実施区域内には25%以上の緑地を確保するなど、概ね同程度の緑被水準となり、本事業の実施による影響は軽微であると考えられた。 また、緑視率についても、現在の土地利用が本事業の実施後と同用途であり、図2.6-1に示す通り事業実施区域の周囲には高木による植栽を施すことから、周辺地域からの緑視率に大きな変化はないものと考えられた。	(保全すべき植物種) 事業の実施による影響が予測される種については、「環境保全措置の内容」に示した保全を行うことで、工事の施行及び施設の存在・供用に伴う一時的な影響は低減される。 以上のことから、植物への影響については、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されるものと評価する。 (緑の量) 事業の実施による影響が予測される緑の量については、「環境保全措置の内容」に示した保全を行うことで、工事の施行及び施設の存在・供用に伴う一時的な影響は低減される。 以上のことから、緑の量への影響については、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されるものと評価する。	無	(低減措置) ・「さいたま市公共施設緑化マニュアル」及び「さいたま市緑化指導基準マニュアル」を遵守し、25%以上の緑化率を実現する。	無

表 12-27 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
生態系	【工事の施行及び施設の存在・供用に伴う生態系への影響】 1.生態系基盤条件 対象施設の整備に伴う土地の改変等のある事業実施区域は、現有の東部環境センターが立地する人工的な土地「道路・造成地・建造物等」が大部分を占めている。新たな施設整備によっても土地の用途の変更は行われないこと、周辺に広がる水田等の土地の改変は行われなため、予測地域内の環境単位の構成にほとんど変化はない。 したがって、本事業に伴う工事の施行及び施設の存在・供用に伴う生態系基盤条件への影響は軽微であると予測された。 2. 着目種と関係種との関係 調査結果から抽出された着目種と関係種を含めた予測地域の生態系はイタチ及びチョウゲンボウを上位種とし、ホオジロ及びニホンアマガエルといった水田や草地など人為的環境に生息する種が典型種であった。 これらの生態系は、現有かつ同種施設である東部環境センターが稼動する環境下で形成されており、周辺環境と調和を図りつつ、同様の施設を設置する本事業実施後においても大きな変化は生じないと予測される。 また、着目種の一部は、「10.8 動物」「10.9 植物」において示したとおり、工事の施行に伴い一時的な忌避や生息環境の縮小等の変化は予測されるが、周辺に同様の生息環境が広く分布することから、影響は軽微であると予測さる。 したがって、工事の施行及び施設の存在・供用に伴う着目種及び関係種を中心として構成される生態系の質的な変化はないものと予測される。	(回避・低減の観点) 本事業の実施にあたっては、環境保全措置を講ずることで、生態系に係る影響の低減に努める。 したがって、工事の施行及び施設の存在・供用に伴う生態系への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと考ええる。	無	(低減措置) ・ 工事中の排水は、沈砂池で沈砂後に放流することにより、濁水の発生低減に努める。 ・ 施設稼動に伴う騒音の低減に努め、生息環境の保全を図る。 ・ 植栽には、可能な限り在来種を用いる。	無

表 12-28 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
景観	【施設の存在・供用に伴う景観の影響】 1. 東宮下調整池公園 眺望地点は施設の北西側に位置し、敷地境界までの距離は約400m。 予測結果の建屋は現況より若干大きくなるものの、新たに眺望を遮る対象物はない。また、施設の見かけ上の位置はほぼ同様であること、視野領域の変化はほとんどなく、眺望景観は大きく変化しないと考えられる。 2. 谷下こども広場 眺望地点は施設の北側に位置し、敷地境界までの距離は約250m。 予測結果の建屋は現況より若干大きくなり、煙突は画面上僅かに左にずれるものの、新たに眺望を遮る対象物はない。また、施設の見かけ上の位置は現況とほぼ同様であること、視野領域の変化はほとんどなく、眺望景観は大きく変化しないと考えられる。 3. 北辰神社こども広場 眺望地点は施設の東側に位置し、敷地境界までの距離は約350m。 予測結果の建屋は現況より若干大きくなり、煙突とともに画面上左側にずれるものの、新たに眺望を遮る対象物はないことから、眺望景観は大きく変化しないと考えられる。 4. 膝子八幡神社 眺望地点は施設の南南西側に位置し、敷地境界までの距離は約350m。 予測結果の建屋は現況より若干大きくなり、煙突とともに画面上右側にずれるものの、新たに眺望を遮る対象物はないことから、眺望景観は大きく変化しないと考えられる。	(回避・低減の観点) 事業計画では、アースカラーを基調とした色彩の採用や周囲を緑地で囲むことで、周辺と調和した景観の形成に努めており、眺望景観の中の景観資源と当該施設との視覚的調和を図っている。 したがって、施設の存在に伴う景観への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものとする。	無	(低減措置) ・ 色彩は、アースカラーを基調とする。 ・ 緑地で周囲を囲むことで、周辺と調和した景観を形成する。	無

表 12-29 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
景観	(つづき) 【施設の存在・供用に伴う景観の影響】 5. 膝子南側の住宅地 眺望地点は施設の南側に位置し、敷地境界までの距離は約 1km。 予測結果の建屋は煙突とともに画面上僅かに右側にずれるものの、新たに眺望を遮る対象物はない。また、施設の見かけ上の位置は現況とほぼ同様であること、視野領域の変化はほとんどなく、眺望景観は大きく変化しないと考えられる。 6. 膝子公園 眺望地点は施設の南西側に位置し、敷地境界までの距離は約 600m。 予測結果の建屋は煙突とともに画面上右側にずれるものの、手前にある高木に遮られ、現況と同様に全体像を視認することができないことから、視野領域の変化はほとんどなく、眺望景観は大きく変化しないと考えられる。 7. 七里中学校 眺望地点は施設の西側に位置し、敷地境界までの距離は約 400m。 予測結果の建屋は現況より若干大きくなり、煙突とともに画面上右側にずれるものの隣接する体育館の後ろ側に位置することで、視野領域に占める施設の割合は減少することから、眺望景観は一部改善すると考えられる。		無		無

表 12-30 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
自然とのふれあいの場	【工事の施行に伴う自然とのふれあいの場への影響】 「10.18 地域交通」において予測対象とした交差点3地点における全体交通量に占める工事用車両の増加率は3.4～6.6%であり工事用車両の増加はわずかであることから、自然とのふれあいの場への影響は軽微であると予測される。	(回避・低減の観点) 事業計画では、法定速度での走行や過積載及び落下物の防止など適切な運転指導とともに、集中化を避ける等効率的な車両の運行管理を図り、地域交通及び環境への影響低減に努める。 したがって、工事用車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと考ええる。 (目標との整合の観点) 回避・低減措置の実施により、工事用車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への影響の予測結果は、整合を図るべき目標との整合が図られているものと考ええる。	無	(低減措置) ・法定速度での走行や過積載及び落下物の防止など適切な運転指導を徹底する。 ・効率的な車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。	無

表 12-31 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
自然とのふれあいの場	【施設の存在・供用に伴う自然とのふれあいの場への影響】 「10.18 地域交通」において予測対象とした交差点3地点における全体交通量に占める関係車両の増加率は1.2～6.3%であり関係車両の増加はわずかであることから、自然とのふれあいの場への影響は軽微であると予測される。	(回避・低減の観点) 事業計画では、法定速度での走行や過積載及び落下物の防止など適切な運転指導とともに、集中化を避ける等効率的な車両の運行管理を図り、地域交通及び環境への影響低減に努める。 したがって、関係車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと考ええる。 (目標との整合の観点) 回避・低減措置の実施により、関係車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への影響の予測結果は、整合を図るべき目標との整合が図られているものと考ええる。	無	(低減措置) ・法定速度での走行や過積載及び落下物の防止など適切な運転指導を徹底する。 ・効率的な車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。	無

表 12-32 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
日照障害	【施設の存在・供用に伴う日照障害の影響】 1.日影となる時刻、時間数 日影規制の対象である 8 時から 16 時までの間においては、工作物等により、事業実施区域の北西側から東側にかけて日影が発生する。このうち、煙突による日影は、冬至日の 16 時が最も長くなり事業実施区域敷地境界から最大 300m 程度の地点に到達するが、日影が生じる時間の合計は 1 時間未満である。 日影に係る指標値である等時間日影範囲は、秋分の日及び冬至日ともに 5 時間線はいずれも事業実施区域敷地境界内に収まると予測される。また 3 時間線は、冬至日に敷地境界から 10m 未満の範囲で事業実施区域外に発生するが、秋分の日は敷地境界内に収まると予測される。 2.日影による住宅等への影響 最も近い住宅等は、事業実施区域の敷地境界から東側 200m 程度に位置する。冬至日の日影は、住宅等の位置において 16 時に到達するが、日影時間の合計は 1 時間未満であると予測される。 3. 日影による農地への影響 農地は、事業実施区域の北西側及び東側に隣接する。秋分の日の日影は、北西側の農地にはかからないと予測される。東側の農地には、16 時に到達するが日影時間の合計は 1 時間未満であると予測される。	(回避・低減の観点) 施設の存在・供用に伴い発生する日影の範囲は、建物高さが最も高い工場棟を住宅地から遠い事業実施区域内の南西側に配置するなどの措置により、事業実施区域の北西側から東側にかけて発生する日影の影響の回避に努める。 したがって、施設の存在に伴う日照障害の影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避されているものと評価する。 (基準・目標との整合性の観点) 1.日影による住宅等への影響 住宅等における日影に係る指標値である等時間日影範囲は、日影の影響の最も大きくなる冬至日で 3 時間線が事業実施区域外に発生するが、敷地境界から 10m 未満の範囲に収まる。5 時間線は秋分の日、冬至日ともに事業実施区域敷地境界内に収まると予測される。 以上のことから、施設の存在に伴う日照障害の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られているものと考えられる。 2.日影による農地への影響 農地における日影に係る指標値である等時間日影範囲は、秋分の日 3 時間線が事業実施区域内に収まると予測される。 以上のことから、施設の存在に伴う日照障害の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られているものと考えられる。	無	(回避措置) ・ 建物高さが最も高い工場棟を住宅地から最も遠い事業実施区域内の南西側に配置する。	無

表 12-33 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
電波障害	【施設の存在・供用に伴う電波障害の影響】 東京局の地上デジタル放送の遮蔽範囲は、施設に沿って北北西側に生じる。テレビ埼玉の地上デジタル放送の遮蔽範囲は、施設に沿って北東側に生じる。いずれも、すべて事業実施区域内に収まるため事業実施区域周辺の住宅等への遮蔽障害は生じないものと予測される。	(回避・低減の観点) 施設の存在に伴い発生する電波障害の範囲は、事業実施区域内のみとなると予測されている。仮に、電波障害が起きた場合でかつ事業範囲内の工事が必要になった場合、必要な協力や工事を行うことで、電波障害による影響の回避に努める。 したがって、施設の存在に伴う電波障害の影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避されているものと考ええる。	無	(低減措置) 電波障害が起きた場合でかつ事業範囲内の工事が必要になった場合、必要な協力や工事を行う。	無

表 12-34 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
廃棄物	【工事の施行に伴う廃棄物等の影響】 建設工事に係る廃棄物は、資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という）に基づく対象品目については、建設リサイクル法に基づき可能な限りリサイクルを推進し、リサイクルができないものは適正に処分を行う。また、残土については、場内の埋め戻し土として再利用するほか、場外の施設で 100%再資源化を行う。	（排出抑制の観点） 工事計画では、建設工事に係る廃棄物及び造成・解体・建築工事に伴い発生する残土は、可能な限りリサイクル等を行い、リサイクルできないものは適正に処分を実施することで、工事の施行に伴う廃棄物の発生抑制に努める。 したがって、工事の施行に伴う廃棄物等への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものとする。 （基準・目標との整合性の観点） 環境保全措置が適切に実施されることにより、廃棄物の排出に及ぼす影響は小さいと予測されることから、工事の施行に伴う廃棄物等の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等と整合が図られているものとする。	無	（低減措置） - 建設工事に係る廃棄物は、発生現場で可能な限り分別を行い、建設リサイクル法に基づく対象品目については、同法に基づき可能な限りリサイクルを推進し、リサイクルができないものは適正に処分を行う。 - 残土については、場内の埋め戻し土として再利用するほか、場外の施設で 100%再資源化を行う。	無

表 12-35 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
廃棄物	【施設の存在・供用に伴う廃棄物等の影響】 廃棄物は可能な限りリサイクルを推進し、リサイクルができないものは適正に処分を行う。また、雨水及び処理水については、場内での有効利用を図り、再利用できないものは適正に処理し河川放流を行う。	(排出抑制の観点) 本事業では、施設の稼働に伴う廃棄物は可能な限りリサイクルを推進し、リサイクルができないものは適正に処分をすることで、施設の稼働に伴う廃棄物の発生抑制に努める。また、雨水及び処理水については、場内での有効利用を図り、再利用できないものは適正に処理し河川放流を行う 以上のことから、施設の稼働に伴う廃棄物の影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものとする。 (基準・目標との整合性の観点) 環境保全措置が適切に実施されることにより、廃棄物の排出に及ぼす影響は小さいと予測されることから、施設の稼働に伴う廃棄物等の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等と整合が図られているものとする。	無	(低減措置) - 施設の稼働に伴う廃棄物は、可能な限りリサイクルを推進し、リサイクルができないものは適正に処分を行う。 - 雨水及び処理水については、場内での有効利用を図り、再利用できないものは適正に処理し河川放流を行う。	無

表 12-36 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
温室効果ガス	【施設の存在・供用に伴う温室効果ガスの影響】 年間の二酸化炭素排出量は、41,807,486kg-CO₂と予測された。なお、高効率ごみ発電施設における年間の発電電力量及び余熱供給量をすべて利活用できた場合、40,139,045 kg-CO₂の削減が可能であり、9割程度の二酸化炭素排出量削減に相当する。	(回避・低減の観点) 本事業では、温室効果ガスの排出抑制に向けて、ごみを利用した熱回収及び発生した熱を利用した発電効率18.5%以上の発電による所内動力での使用、余熱利用施設熱供給設備を設けることで施設外への熱供給を可能とする計画である。この他、太陽光等の自然エネルギー等の利用、LED照明等による省エネルギー機器を採用する計画である。また、「さいたま市公共施設緑化マニュアル」及び「さいたま市緑化指導基準マニュアル」を遵守し、25%以上の緑化率を実現する計画である。 以上のことから、施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと考ええる。	無	(低減措置) ・ 高効率ごみ発電施設では、ごみ処理により発生した熱を利用して発電を行い、所内動力に使用する。余熱利用施設熱供給設備を設け、施設外への熱供給を可能とする。 ・ 発電機による発電量が施設内で使用可能な電力量を超えた場合は、余剰電力を電力会社へ売電することによって、二酸化炭素発生抑制に寄与する。 ・ タービン定格における発電効率は、18.5%以上を確保する。 ・ 過剰な構内照明の設置を避け、太陽光等の自然エネルギーの利用やLED照明等の使用を原則とする。 ・ 「さいたま市公共施設緑化マニュアル」及び「さいたま市緑化指導基準マニュアル」を遵守し、25%以上の緑化率を実現する。	無

表 12-37 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
コミュニティ	【工事の施行に伴うコミュニティへの影響】 事業実施区域周辺のコミュニティ施設であるシニアふれあいセンター東楽園は、事業実施区域周辺の保全対象施設として騒音及び振動等に関する予測対象施設である。 工事の施行に伴う騒音は70dB(A)、振動は50dB未満と予測され、いずれも環境保全の観点から影響は回避又は低減されていると評価された。 工事の施行に伴う粉じん等についても散水等の粉じんの飛散防止策の実施により、周辺地域に対し影響を及ぼす可能性は小さいと予測された。 シニアふれあいセンター東楽園の開館時間のうち平日の9時から17時は、工事の施行時間と重なるものの騒音等の発生抑制策を講じること、活動が透過減衰等の期待できる屋内で行われることなどから、コミュニティ施設の利用の快適性に与える影響は軽微であると予測される。	(回避・低減の観点) 工事の施行に伴うコミュニティ施設の利用環境への影響の予測の結果、上記に示す環境保全措置の実施等により、コミュニティ施設の利用環境への影響は軽微であると予測された。 したがって、工事の施行に伴うコミュニティ施設への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものとする。	無	(低減措置) ・ 粉じんが発生するおそれがある場合は、適宜、場内散水を行い粉じん飛散対策に努める。 ・ 主要な建設機械については国指定の低騒音・低振動型を使用する。 ・ 建設機械の稼働台数の低減を図るとともに、建設機械の集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図り、騒音の低減に努める。 ・ 事業実施区域の周囲に仮囲い(高さ3.0m)を設置し、周辺への騒音の影響を低減する。	無

表 12-38 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
コミュニティ	【工事用車両の走行に伴うコミュニティ施設への影響】 事業実施区域周辺のコミュニティ施設である八幡会館、谷下公民館、横根上公民館は、周辺地域の住民が主に利用する施設であり、これらの施設への移動手段は徒歩や自転車が相対的に多くなっている。本事業の実施によって工事用車両が一時的に走行することになり、周辺地域の道路交通量が増加することが考えられるが、増加率は最大で 7.1%程度であり、上記 3 施設の利用経路に与える影響は軽微であると考えられる。 コミュニティ施設のうちシニアふれあいセンター東楽園には、入浴施設等が整備されており、月の利用者も 3,086～3,654 人と比較的多い。本施設には送迎バスもあることから、利用者はより広域にわたると考えられ、工事用車両の走行による施設前面道路の交通量の増加は利用環境に影響を与える可能性がある。しかしながら、シニアふれあいセンター東楽園前の現況交通量に対する増加率は最大で 5.0%程度であり、かつ一時的な増加にとどまることから、当該施設の利用経路に与える影響は軽微であると考えられる。	(回避・低減の観点) 工事用車両の走行に伴うコミュニティ施設の利用環境への影響の予測の結果、環境保全措置の実施等により、コミュニティ施設の利用環境への影響は軽微であると予測された。 したがって、工事用車両の走行に伴うコミュニティ施設への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと考えられる。	無	(低減措置) - 効率的な車両の運行管理により、車両走行の集中を避ける。 - 法定速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。	無

表 12-39 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
コミュニティ	【施設の存在・供用に伴うコミュニティ施設への影響】 事業実施区域周辺のコミュニティ施設であるシニアふれあいセンター東楽園は、事業実施区域周辺の保全対象施設として騒音及び振動等に関する予測対象施設である。 施設の稼働に伴う騒音は 35dB (A)、振動は 30dB 未満と予測され、いずれも環境保全の観点から影響は回避又は低減されていると評価された。 施設の煙突からの排出ガスによる悪臭は、悪臭の予測結果より、事業実施区域周辺では最大でも臭気指数は 10 未満であると予測される。また、施設からの臭気の漏洩に伴う悪臭の影響に関しては、プラットホーム出入口へのエアカーテン設置、ごみピット内の空気の吸引を行うことから影響は小さいと予測される。 シニアふれあいセンター東楽園の開館時間のうち平日や土日の 9時から 17時は、施設の稼働時間と重なるものの、現有施設である東部環境センターの稼働により現に問題は生じていないこと、新施設においては騒音等の発生抑制策を講じること、活動が透過減衰等の期待できる屋内で行われることなどから、コミュニティ施設の利用の快適性に与える影響は軽微であると予測される。	施設の存在・供用に伴うコミュニティ施設の利用環境への影響の予測の結果、環境保全措置の実施等により、コミュニティ施設の利用環境への影響は軽微であると予測された。 したがって、施設の存在・供用に伴うコミュニティ施設への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものとする。	無	(低減措置) - 大きな騒音の発生が想定される設備機器等には、防音カバー等による発生源対策や防音対策を施した部屋に設置するなどの伝ば対策を施す。 - 大きな振動の発生が想定される設備機器等には、防振架台に設置等による発生源対策を施す。 - 臭気発生源であるごみピットから燃焼用空気を吸引することでごみピットを負圧化し、臭気の漏洩を防止する。プラットホームの出入口にはエアカーテンを設置し、プラットホームからの臭気漏洩を防止する。全炉停止時は脱臭装置によってごみピットを負圧に保ち、臭気漏洩を防止する。 - ごみから発生する臭気は、高温で分解し、施設の煙突からの排出ガスによる悪臭の影響を最小限にする。	無

表 12-40 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
コミュニティ	【関係車両の走行に伴うコミュニティへの影響】 事業実施区域周辺のコミュニティ施設である八幡会館、谷下公民館、横根上公民館は、周辺地域の住民が主に利用する施設であり、これらの施設への移動手段は徒歩や自転車が相対的に多くなっている。本事業の実施によって関係車両が走行することになり、周辺地域の道路交通量が増加することが考えられるが、増加率は最大で3.7%程度であり、上記3施設の利用経路に与える影響は軽微であると考えられる。 コミュニティ施設のうちシニアふれあいセンター東楽園には、入浴施設等が整備されており、月の利用者も2,908～3,646人と比較的多い。本施設には送迎バスもあることから、利用者はより広域にわたると考えられ、関係車両の走行による施設前面道路の交通量の増加は利用環境に影響を与える可能性がある。しかしながら、シニアふれあいセンター東楽園前の現況交通量に対する増加率は最大で3.4%程度であり、当該施設の利用経路に与える影響は軽微であると考えられる。	関係車両の走行に伴うコミュニティ施設の利用環境への影響の予測の結果、上記に示す環境保全措置の実施等により、コミュニティ施設の利用環境への影響は軽微であると予測された。 したがって、関係車両の走行に伴うコミュニティ施設への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものとする。	無	(低減措置) - 効率的な車両の運行管理により、車両走行の集中を避ける。 - 法定速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。	無

表 12-41 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
地域交通	【工事の施行に伴う地域交通への影響】 1.交通量 工事中の交通量は、工事期間中において事業実施区域周辺での大規模開発等交通量に変更を生じる状況は予定されていないため、現況交通量を採用した。工事用車両の走行台数が最大となるのは、造成工事期間中であり 1 日あたり大型車 620 台、小型車 912 台の計画である。 工事用車両の走行によって最大で現況交通量の 3.4～6.6%の増加となると予測される。横根交差点側は、小型の工事時の通勤車両のみの走行となるが、朝夕の通勤時間帯に車両走行が集中することで時間当たりの負荷が一時的に増加すると予測される。 2. 交通流 各地点の交差点需要率（飽和度）の変化は、工事中の通勤車両が走行する横根交差点においては、交差点需要率（飽和度）に増加がみられるが 0.666 にとどまるほか、その他の交差点では変化は軽微であると予測される。 3.バス走行時間 当該地域を走行するバスの本数は比較的少なく、ピーク時で時間あたり 5 本となる。交差点交通量の変化は前掲のとおりであり、現況と比較した増加の程度は大きくはない。 工事用車両の走行によっても、現況の交通状況を大きく変化させることはないと考えられることから、バス走行時間に対する影響は軽微であると予測される。 4.交通安全 事業実施区域の道路においては、縁石による歩車分離が行われるなど交通安全措置が施されている。工事用車両の走行にあたっては、法定速度での走行など安全に配慮した走行を行うほか、必要に応じた交通誘導員の配置により、歩行者等の安全の確保を図ることとしている。したがって、工事用車両の走行により、地域の交通安全に与える影響は軽微であると予測される。	（回避・低減の観点） 工事用車両の走行地域交通への影響の予測の結果、環境保全措置の実施等により、地域交通への影響は軽微であると予測された。 したがって、工事用車両の走行地域交通への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと考ええる。	無	（低減措置） ・ 法定速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・ 必要に応じた交通誘導員の配置 ・ 混雑時間帯を可能な限り避けた車両運行計画の立案	無

表 12-42 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
地域交通	【施設の存在・供用に伴う地域交通への影響】 1.交通量 供用時の交通量は、供用時において事業実施区域周辺での大規模開発等交通量に変更を生じる状況は予定されていないため、現況交通量を採用した。廃棄物運搬車両等の関係車両台数は、計画処理量を処理するにあたり 1 日あたり 1,214 台の計画である。 関係車両の走行によって現況交通量の 1.2～6.3%の増加となると予測される。 2.交通流 各地点の交差点需要率（飽和度）の変化は、各交差点に关系車両の交通量を付加した場合でも変化は軽微であると予測される。 3.バス走行時間 当該地域を走行するバスの本数は比較的少なく、ピーク時で時間あたり 5 本となる。交差点交通量の変化は前掲のとおりであり、現況と比較した増加の程度は大きくはない。 廃棄物運搬車両等の関係車両の走行によっても、現況の交通状況を大きく変化させることはないと考えられることから、バス走行時間に対する影響は軽微であると予測される。 4.交通安全 事業実施区域の道路においては、縁石による歩車分離が行われるなど交通安全措置が施されている。廃棄物運搬車両等の関係車両の走行にあたっては、法定速度での走行など安全に配慮した走行を行うほか、廃棄物運搬車両のドライバー（許可業者含む）への安全教育により、歩行者等の安全の確保を図ることとしている。 したがって、関係車両の走行により、地域の交通安全に与える影響は軽微であると予測される。	（回避・低減の観点） 関係車両の走行に伴う地域交通への影響の予測の結果、環境保全措置の実施等により、地域交通への影響は軽微であると予測された。 したがって、関係車両の走行に伴う地域交通への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものとする。	無	（低減措置） ・法定速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・混雑時間帯を可能な限り避けた車両運行計画の立案 ・地域住民が利用する通学路や自然とのふれあいの場付近など、人が集まる施設を示した位置図等を配布するなど、安全に関する情報の共有を図る。	無

表 12-43 評価結果等の一覧

項目	予測結果	評価結果	他の項目への間接影響の有無	環境保全措置	環境保全措置による他の項目への影響の有無
安全	【施設の存在・供用による安全への影響】 1.危険物の火災及び爆発に対する安全性の確保の程度 本事業において取り扱う危険物等の種類は、助燃材等として活用する「都市ガス」に加え、各種機械の潤滑油や作動油等の油類がある。 これらについては、対象となる法律等に基づき適正な保管・管理を行う計画であり、漏洩や拡散のおそれはないと考えられる。 加えて、本事業で採用予定のfストーカ炉は、国内で多くの実績を有する方式であり、安全性確保の対象となる危険物の漏洩等により周辺地域の安全性確保に影響を及ぼした事例は知られていない。 計画施設は、従来の施設と同水準以上の施設計画とすることから、危険物の漏洩及び拡散に対する安全性は確保されると予測される。 2.危険物の漏洩及び拡散に対する安全性の確保の程度 本事業では、計画施設内で廃棄物を焼却する際に、ダイオキシン類等を含む焼却灰や飛灰等が発生する。 施設全体として密閉構造にすること、施設内を負圧に保ち施設外への拡散を抑制すること、飛灰等の積み込みについても屋内で実施することなど設備構造面での対策のほか、飛灰の固化等飛散防止のための運転管理上の措置を講じることで、危険物の漏洩及び拡散に対する安全性は確保されると予測される。	(回避・低減の観点) 本事業の実施に伴う安全確保への影響を回避・低減するため、環境保全措置を実施する。このことにより、危険物による火災及び爆発、漏洩及び拡散による影響の回避・低減に努める。 したがって、施設の存在・供用に伴う安全への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されているものと考えられる。 (基準・目標との整合性の観点) 本事業の実施に伴う安全を確保するため、事業の実施に際しては「さいたま市地域防災計画」を順守した施設の計画及び運用を行う。 したがって、施設の存在・供用に伴う安全への影響は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られているものと考えられる。	無	(回避措置) ・ 危険物の種類に応じた適切な保管・管理方法の採用 ・ 信頼性の高い処理方式採用 ・ 危険物等が漏洩しない設備構造の採用 ・ 危険物等が漏洩・拡散しない運転管理の実施	無

第 13 章 事後調査の計画

第13章 事後調査の計画

13.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由

13.1.1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は、表 13.1-1 (1) ～ (2) 示すとおりである。

表 13.1-1 (1) 事後調査項目の選定 (1/2)

環境影響評価項目		環境影響要因		事後調査項目選定	
				環境調査	対象事業又は環境保全措置の実施状況の確認
大気質	二酸化窒素	工事	建設機械の稼働	○	○
			工事用車両の走行	○	○
		存在・供用	施設の稼働に伴う排出ガス	○	○
			廃棄物運搬車両等の走行	○	○
	浮遊粒子状物質	工事	工事用車両の走行	○	○
		存在・供用	施設の稼働に伴う排出ガス	○	○
			廃棄物運搬車両等の走行	○	○
	粉じん	工事	建設機械の稼働	×	○
	ダイオキシン類	工事 (解体工事)	解体工事に伴うダイオキシン類の飛散	×	○
騒音・低周波音	騒音	工事	建設機械の稼働	○	○
			工事用車両の走行	○	○
		工事 (解体工事)	建設機械の稼働	○	○
		存在・供用	施設の稼働	○	○
			廃棄物運搬車両等の走行	○	○
	低周波音	存在・供用	施設の稼働	○	○
振動	振動	工事	建設機械の稼働	○	○
			工事用車両の走行	○	○
		存在・供用	施設の稼働	○	○
			廃棄物運搬車両等の走行	○	○
悪臭	臭気指数	存在・供用	施設の稼働に伴う排出ガス	○	○
	特定悪臭物質	存在・供用	施設の稼働に伴う臭気の漏洩	○	○
水質	公共用水域の水質	工事	建設工事に伴う濁水の発生	○	○
		存在・供用	施設の稼働に伴う排水	○	○
	底質	工事	建設工事に伴う濁水の発生	○	○
		存在・供用	施設の稼働に伴う排水	○	○
水象	地下水の水位	工事	建設工事に伴う地下水位の変化	×	○
		存在・供用	施設の存在による地下水位の変化	×	○
	河川の流量	工事	建設工事に伴う土地の改変	×	○

表 13.1-1 (2) 事後調査項目の選定 (2/2)

環境影響評価項目		環境影響要因		事後調査項目選定	
				環境調査	対象事業又は環境保全措置の実施状況の確認
土壌	ダイオキシン類	工事	土地の改変に伴うダイオキシン類の漏出	×	○
		存在・供用	施設の稼働に伴う排出ガス	○	○
動物	保全すべき種	工事	建設機械の稼働	×	○
			建設工事に伴う濁水の発生	×	○
		存在・供用	施設の稼働	×	○
			土地の面的な占有	×	○
植物	保全すべき種	工事	建設工事に伴う土地の改変	×	○
		存在・供用	土地の面的な占有	×	○
	緑の量	存在・供用	土地の面的な占有	×	○
生態系	地域を特徴づける生態系	工事	建設工事	×	○
		存在・供用	土地の面的な占有	×	○
景観	眺望景観	存在・供用	施設の存在	×	○
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事	工事用車両の走行	×	○
		存在・供用	廃棄物運搬車両等の走行	×	○
日照障害	日影の状況	存在・供用	施設の存在	×	○
電波障害	電波受信状況	存在・供用	施設の存在	×	○
廃棄物等	残土	工事	建設工事	×	○
	廃棄物	工事	建設工事	×	○
		存在・供用	施設の稼働	×	○
	雨水・排水処理	存在・供用	施設の稼働	×	○
温室効果ガス等	温室効果ガス	存在・供用	施設の稼働	×	○
コミュニティ	コミュニティ施設	工事	建設機械の稼働	×	○
			工事用車両の走行	×	○
		存在・供用	施設の稼働	×	○
			廃棄物運搬車両等の走行	×	○
地域交通	自動車交通	工事	工事用車両の走行	×	○
		存在・供用	廃棄物運搬車両等の走行	×	○
安全	危険物	存在・供用	危険物の漏洩・拡散	×	○
			危険物の火災・爆発	×	○

注) ○:事後調査を実施する項目、×:事後調査を実施しない項目

13.1.2 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査項目から除外する項目及びその理由は、表 13.1-2(1)～(2)に示すとおりである。

表 13.1-2 (1) 事後調査項目から除外する項目及びその理由 (1/2)

環境影響評価項目		環境影響要因		調査区分	除外する理由
大気質	粉じん	工事	建設機械の稼働	環境調査	工事中の環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する
	ダイオキシン類	工事 (解体工事)	解体工事に伴うダイオキシン類の飛散	環境調査	施設解体に伴うダイオキシン類調査及び対策の実施状況により把握する
水象	地下水の水位	工事	建設工事に伴う地下水位の変化	環境調査	工事中の環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する
		存在・供用	施設の有在による地下水位の変化	環境調査	施設によるモニタリング結果により予測結果の妥当性を把握する
	河川の流量	工事	建設工事に伴う土地の改変	環境調査	工事中の環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する
土壌	ダイオキシン類	工事	土地の改変に伴うダイオキシン類の漏出	環境調査	施設解体に伴うダイオキシン類調査及び対策の実施状況により把握する
動物	保全すべき種	工事	建設機械の稼働	環境調査	工事中の騒音に係る環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する
			建設工事に伴う濁水の発生	環境調査	工事中の濁水発生対策に係る環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する
		存在・供用	施設の稼働	環境調査	施設稼働時の騒音発生に係る環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する
			土地の面的な占有	環境調査	土地の改変による影響が生じる恐れのある事業実施区域内の状況について、環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する
植物	保全すべき種	工事	建設工事に伴う土地の改変	環境調査	土地の改変による影響が生じる恐れのある事業実施区域内の状況について、環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する
		存在・供用	土地の面的な占有	環境調査	土地の改変による影響が生じる恐れのある事業実施区域内の状況について、環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する
	緑の量	存在・供用	土地の面的な占有	環境調査	敷地内の緑地の配置に係る環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する

表 13.1-2 (2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由 (2/2)

環境影響評価項目		環境影響要因		調査区分	除外する理由
生態系	地域を特徴づける生態系	工事	建設工事	環境調査	土地の改変による影響が生じる恐れのある事業実施区域内の状況について、環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する
		存在・供用	土地の面的な占有	環境調査	土地の改変による影響が生じる恐れのある事業実施区域内の状況について、環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する
景観	眺望景観	存在・供用	施設の存在	環境調査	環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事	工事用車両の走行	環境調査	環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する
		存在・供用	廃棄物運搬車両等の走行	環境調査	環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する
日照障害	日影の状況	存在・供用	施設の存在	環境調査	環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する
電波障害	電波受信状況	存在・供用	施設の存在	環境調査	環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する
廃棄物等	残土	工事	建設工事	環境調査	環境保全措置の実施状況の確認により把握すべき項目である
	廃棄物	工事	建設工事	環境調査	環境保全措置の実施状況の確認により把握すべき項目である
		存在・供用	施設の稼働	環境調査	環境保全措置の実施状況の確認により把握すべき項目である
	雨水・排水処理	存在・供用	施設の稼働	環境調査	環境保全措置の実施状況の確認により把握すべき項目である
温室効果ガス等	温室効果ガス	存在・供用	施設の稼働	環境調査	対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況により予測結果の妥当性を把握する
コミュニティ	コミュニティ施設	工事	建設機械の稼働	環境調査	環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する
			工事用車両の走行	環境調査	環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する
		存在・供用	施設の稼働	環境調査	環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する
			廃棄物運搬車両等の走行	環境調査	環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する
地域交通	自動車交通	工事	工事用車両の走行	環境調査	環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する
		存在・供用	廃棄物運搬車両等の走行	環境調査	環境保全措置の実施状況の確認により予測結果の妥当性を把握する
安全	危険物	存在・供用	危険物の漏洩・拡散	環境調査	危険物対策の実施状況により把握すべき項目である
			危険物の火災・爆発	環境調査	危険物対策の実施状況により把握すべき項目である

13.2 調査方法等

事後調査方法は、表 13.2-1 (1) ～ (10) に示すとおりである。

表 13.2-1 (1) 事後調査方法 (1/10)

項目	環境調査				対象事業の実施状況又は環境保全措置の実施状況の調査	
	調査時期	調査項目	調査地点	調査方法	調査項目	調査方法
大気質	工事中	建設機械の稼働による大気質への影響 ・二酸化窒素(NO ₂)	現地調査地点 図10.1-3	【二酸化窒素】 ・調査時期:建設工事中 ・調査頻度:4季 (各1週間) ・調査方法:二酸化窒素に係る環境基準について	・環境保全措置の実施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間:工事中 ・調査方法:関係資料の収集・整理及び現地調査 (写真撮影等)
		建設機械の稼働による大気質への影響 ・粉じん	—	—	・環境保全措置の実施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間:工事中 ・調査方法:関係資料の収集・整理及び現地調査 (写真撮影等)
		工事用車両の走行に伴う大気質への影響 ・二酸化窒素(NO ₂) ・浮遊粒子状物質 (SPM) ・交通量	現地調査地点 図10.1-13	【二酸化窒素、浮遊粒子状物質】 ・調査時期:建設工事中 ・調査頻度:4季 (各1週間) ・調査方法:二酸化窒素に係る環境基準について、大気汚染に係る環境基準について【交通量】 ・調査時期:工事用車両の最大走行時点 ・調査頻度:1回 (24時間) ・調査方法:直接計数	・環境保全措置の実施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間:工事中 ・調査方法:関係資料の収集・整理及び現地調査 (写真撮影等)
		解体撤去に伴う大気質への影響 ・ダイオキシン類	—	—	・環境保全措置の実施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間:工事中 ・調査方法:ダイオキシン類調査結果等関係資料の収集・整理及び現地調査 (写真撮影等)

表 13.2-1 (2) 事後調査方法 (2/10)

項目	環境調査				対象事業の実施状況又は環境保全措置の実施状況の調査	
	調査時期	調査項目	調査地点	調査方法	調査項目	調査方法
騒音・低周波音	供用時	施設の稼働に伴う大気質への影響 ・二酸化窒素(NO ₂) ・浮遊粒子状物質(SPM) ・二酸化硫黄(SO ₂) ・塩化水素(HCl) ・ダイオキシン類 ・水銀(Hg)	現地調査地点 図10.1-20	【二酸化窒素等】 ・調査時期:施設の安定稼働時 ・調査頻度:4季(各1週間) ・調査方法:二酸化窒素に係る環境基準について、大気汚染に係る環境基準について、大気汚染物質測定法、ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル、有害大気汚染物質測定方法マニュアル	・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間:施設の安定稼働時 ・調査方法:排ガス処理のモニタリング結果等関係資料の収集・整理及び現地調査(写真撮影等)
		関係車両の走行に伴う大気質への影響 ・二酸化窒素(NO ₂) ・浮遊粒子状物質(SPM) ・交通量	現地調査地点 図10.1-13	【二酸化窒素等】 ・調査時期:施設の安定稼働時 ・調査頻度:4季(各1週間) ・調査方法:二酸化窒素に係る環境基準について、大気汚染に係る環境基準について【交通量】 ・調査時期:施設の安定稼働時 ・調査頻度:1回(24時間) ・調査方法:直接計数	・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間:施設の安定稼働時 ・調査方法:関係資料の収集・整理及び現地調査(写真撮影等)
	工事中	建設機械の稼働に伴う騒音の影響 ・建設作業騒音	現地調査地点 図10.2-1	【建設作業騒音】 ・調査時期:建設機械の最大稼働時点 ・調査頻度:1回(昼間の時間帯) ・調査方法:騒音に係る環境基準について	・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間:工事中 ・調査方法:関係資料の収集・整理及び現地調査(写真撮影等)
		工事用車両の走行に伴う騒音の影響 ・自動車交通騒音 ・交通量	現地調査地点 図10.2-2	【自動車交通騒音】 ・調査時期:工事用車両の最大走行時点 ・調査頻度:1回(24時間) ・調査方法:騒音に係る環境基準についてに定める測定方法とする。 【交通量】 ・調査時期:工事用車両の最大走行時点 ・調査頻度:1回(24時間) ・調査方法:直接計数	・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間:工事中 ・調査方法:関係資料の収集・整理及び現地調査(写真撮影等)

表 13.2-1 (3) 事後調査方法 (3/10)

項目	環境調査				対象事業の実施状況又は環境保全措置の実施状況の調査	
	調査時期	調査項目	調査地点	調査方法	調査項目	調査方法
	工事中 解体	建設機械の稼働に伴う騒音の影響 ・建設作業騒音	現地調査地点 図10.2-1	【建設作業騒音】 ・調査時期:建設機械の最大稼働時点 ・調査頻度:1回(昼間の時間帯) ・調査方法:騒音に係る環境基準について	・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間:工事中 ・調査方法:関係資料の収集・整理 及び現地調査(写真撮影等)
	供用時	施設の稼働に伴う騒音の影響 ・施設稼働騒音 ・低周波音	現地調査地点 図10.2-1	【施設稼働騒音】 ・調査時期:施設の安定稼働時 ・調査頻度:1回(24時間) ・調査方法:騒音に係る環境基準について 【低周波音】 ・調査時期:施設の安定稼働時 ・調査頻度:1回(24時間) ・調査方法:低周波音の測定方法に関するマ ニュアル	・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間:施設の安定稼働時 ・調査方法:関係資料の収集・整理 及び現地調査(写真撮影等)
		関係車両の走行に伴う騒音の影響 ・自動車交通騒音 ・交通量	現地調査地点 図10.2-2	【自動車交通騒音】 ・調査時期:施設の安定稼働時 ・調査頻度:1回(24時間) ・調査方法:騒音に係る環境基準についてに 定める測定方法とする。 【交通量】 ・調査時期:施設の安定稼働時 ・調査頻度:1回(24時間) ・調査方法:直接計数	・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間:施設の安定稼働時 ・調査方法:関係資料の収集・整理 及び現地調査(写真撮影等)
振動	工事中	建設機械の稼働に伴う振動の影響 ・建設作業振動	現地調査地点 図10.3-1	【建設作業振動】 ・調査時期:建設機械の最大稼働時点 ・調査頻度:1回(昼間の時間帯) ・調査方法:振動レベル測定方法	・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間:工事中 ・調査方法:関係資料の収集・整理 及び現地調査(写真撮影等)

表 13.2-1 (4) 事後調査方法 (4/10)

項目	対象事業の実施状況又は環境保全措置の実施状況の調査			
	環境調査	調査地点	調査方法	調査項目 調査方法
調査時期	調査項目 工事用車両の走行に伴う振動の影響 ・自動車交通振動 ・交通量	現地調査地点 図10.3-2	【自動車交通振動】 ・調査時期:工事用車両の最大走行時点 ・調査頻度:1回(24時間) ・調査方法:振動レベル測定方法 【交通量】 ・調査時期:工事用車両の最大走行時点 ・調査頻度:1回(24時間) ・調査方法:直接計数	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間:工事中 ・調査方法:関係資料の収集・整理及び現地調査(写真撮影等)
	供用時 施設の稼働に伴う振動の影響 ・施設稼働振動	現地調査地点 図10.3-1	【施設稼働振動】 ・調査時期:施設の安定稼働時 ・調査頻度:1回(24時間) ・調査方法:振動レベル測定方法	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間:施設の安定稼働時 ・調査方法:関係資料の収集・整理及び現地調査(写真撮影等)
	関係車両の走行に伴う振動の影響 ・自動車交通振動 ・交通量	現地調査地点 図10.3-2	【自動車交通振動】 ・調査時期:施設の安定稼働時 ・調査頻度:1回(24時間) ・調査方法:振動レベル測定方法 【交通量】 ・調査時期:施設の安定稼働時 ・調査頻度:1回(24時間) ・調査方法:直接計数	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間:施設の安定稼働時 ・調査方法:関係資料の収集・整理及び現地調査(写真撮影等)
	施設からの煙突からの排出ガスによる悪臭の影響 ・臭気指数	現地調査地点 図10.4-1	【臭気指数】 ・調査時期:施設の安定稼働時 ・調査頻度:2季(夏季、梅雨時) ・調査方法:さいたま市生活環境の保全に関する条例	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間:施設の安定稼働時 ・調査方法:臭気処理のモニタリング結果等関係資料の収集・整理及び現地調査(写真撮影等)
悪臭	施設からの臭気の漏洩に伴う悪臭の影響 ・臭気指数 ・特定悪臭物質濃度	現地調査地点 図10.4-2	【臭気指数・特定悪臭物質】 ・調査時期:施設の安定稼働時 ・調査頻度:2季(夏季、梅雨時) ・調査方法:さいたま市生活環境の保全に関する条例、特定悪臭物質の測定方法	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間:施設の安定稼働時 ・調査方法:臭気処理のモニタリング結果等関係資料の収集・整理及び現地調査(写真撮影等)

表 13.2-1 (5) 事後調査方法 (5/10)

項目	環境調査				対象事業の実施状況又は環境保全措置の実施状況の調査	
	調査時期	調査項目	調査地点	調査方法	調査項目	調査方法
水質	工事中	工事の施行に伴う水域の水質への影響 ・河川水質 ・河川底質	現地調査地点 図10.5-2	【生活環境項目】 ・工事の影響が最大となる時期（杭打ち工事・解体工事） ・調査頻度:4季 ・調査方法:水質汚濁に係る環境基準について 【健康項目・ダイオキシン類】 ・調査時期:工事の影響が最大となる時期（杭打ち工事・解体工事） ・調査頻度:2季（渇水期、豊水期） ・調査方法:水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定について、ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について 【底質】 ・調査時期:工事の影響が最大となる時期（杭打ち工事・解体工事） ・調査頻度:2季（渇水期、豊水期） ・調査方法:底質調査方法、ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について	・環境保全措置の実施状況 ・調査期間:工事中 ・調査方法:関係資料の収集・整理及び現地調査（写真撮影等）	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間:工事中 ・調査方法:関係資料の収集・整理及び現地調査（写真撮影等）

表 13.2-1 (6) 事後調査方法 (6/10)

項目	環境調査				対象事業の実施状況又は環境保全措置の実施状況の調査	
	調査時期	調査項目	調査地点	調査方法	調査項目	調査方法
水象	供用時	施設の存在・供用に伴う水質への影響 ・河川水質 ・河川底質	現地調査地点 図10.5-2	【生活環境項目】 ・調査時期:施設の安定稼働時 ・調査頻度:4季 ・調査方法:水質汚濁に係る環境基準について 【健康項目・ダイオキシン類】 ・調査時期:施設の安定稼働時 ・調査頻度:2季 (渇水期、豊水期) ・調査方法:水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定について、ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について 【底質】 ・調査時期:施設の安定稼働時 ・調査頻度:2季 (渇水期、豊水期) ・調査方法:底質調査方法、ダイオキシン類による大気汚染、水の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について	・環境保全措置の実施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間:施設の安定稼働時 ・調査方法:排水処理のモニタリング結果等関係資料の収集・整理及び現地調査 (写真撮影等)
	工事中	工事の施行に伴う水象への影響 ・地下水位	—	—	・環境保全措置の実施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間:工事中 ・調査方法:関係資料の収集・整理及び現地調査 (写真撮影等)
		河川の流量	—	—	・環境保全措置の実施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間:工事中 ・調査方法:関係資料の収集・整理及び現地調査 (写真撮影等)

表 13.2-1 (7) 事後調査方法 (7/10)

項目	環境調査				対象事業の実施状況又は環境保全措置の実施状況の調査	
	調査時期	調査項目	調査地点	調査方法	調査項目	調査方法
土 壌	供用時	施設の存在・供用に伴う水象への影響 ・地下水位	—	—	・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：施設の安定稼働時 ・調査方法：施設のモニタリング結果等関係資料の収集・整理及び現地調査（写真撮影等）
	工事中	工事の施行に伴う土壌汚染への影響 ・ダイオキシン類	—	—	・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：工事中 ・調査方法：ダイオキシン類調査結果等関係資料の収集・整理及び現地調査（写真撮影等）
	供用時	施設の煙突からの排出ガスによる影響 ・ダイオキシン類	大気質と同様	・調査時期：施設の安定稼働時 ・調査頻度：1回 ・調査方法：ダイオキシン類「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」	・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：施設の安定稼働時 ・調査方法：関係資料の収集・整理及び現地調査（写真撮影等）
動 物	工事中	工事の施行に伴う動物への影響 ・保全すべき種	—	—	・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：工事中 ・調査方法：関係資料の収集・整理及び現地調査（写真撮影、建設機械の稼働状況、濁水の発生状況等）
	供用時	施設の存在・供用に伴う動物への影響 ・保全すべき種	—	—	・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：施設の安定稼働時 ・調査方法：関係資料の収集・整理及び現地調査（写真撮影等）
植 物	工事中	工事の施行に伴う植物への影響 ・保全すべき種	—	—	・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：工事中 ・調査方法：関係資料の収集・整理及び現地調査（写真撮影、移植措置の状況等）
	供用時	施設の存在・供用に伴う植物への影響 ・保全すべき種	—	—	・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：施設の安定稼働時 ・調査方法：関係資料の収集・整理及び現地調査（写真撮影、施設内の移植種の生育状況等）

表 13.2-1 (8) 事後調査方法 (8/10)

項目	環境調査				対象事業の実施状況又は環境保全措置の実施状況の調査	
	調査時期	調査項目	調査地点	調査方法	調査項目	調査方法
生態系		施設の存在・供用に伴う植物への影響 ・緑の量	—		・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：施設の安定稼働時 ・調査方法：関係資料の収集・整理 及び現地調査（写真撮影、施設内 の緑地の配置状況等）
	工事中	工事の施行に伴う生態系への影響 ・地域を特徴づける生態系	—		・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：工事中 ・調査方法：関係資料の収集・整理及 び現地調査（写真撮影、建設機械 の稼働状況、濁水の発生状況等）
	供用時	施設の存在・供用に伴う生態系への影響 ・地域を特徴づける生態系	—		・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：施設の安定稼働時 ・調査方法：関係資料の収集・整理 及び現地調査（写真撮影等）
	供用時	施設の存在・供用に伴う景観への影響 ・眺望景観	—		・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：施設の安定稼働時 ・調査方法：関係資料の収集・整理 及び現地調査（写真撮影等）
自然とのふれあいの場	工事中	工사용車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への影響	—		・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：工사용車両の最大走行 時点 ・調査方法：関係資料の収集・整理 及び現地調査（写真撮影、工사용 車両の走行の状況等）
	供用時	関係車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への影響	—		・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：施設の安定稼働時 ・調査方法：関係資料の収集・整理 及び現地調査（写真撮影、関係車 両の走行の状況等）
日照障害	供用時	施設の存在・供用に伴う日照障害の影響	—		・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：施設の安定稼働時 ・調査方法：関係資料の収集・整理 及び現地調査（写真撮影等）

表 13.2-1 (9) 事後調査方法 (9/10)

項目	調査時期	環境調査			対象事業の実施状況又は環境保全措置の実施状況の調査	
		調査項目	調査地点	調査方法	調査項目	調査方法
電波障害	供用時	施設の存在・供用に伴う電波障害の影響	—	—	・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：施設の安定稼働時 ・調査方法：関係資料の収集・整理 及び現地調査（写真撮影等）
	工事中	工事の施行に伴う廃棄物等の影響 ・残土の発生状況 ・廃棄物の発生状況残土	—	—	・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：工事中 ・調査方法：関係資料の収集・整理 及び現地調査（写真撮影、マニフ ェスト等）
温室効果ガス等	供用時	施設の稼働に伴う廃棄物等の影響 ・廃棄物の発生状況 ・雨水・排水処理状況	—	—	・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：施設の安定稼働時 ・調査方法：関係資料の収集・整理 及び現地調査（写真撮影等）
		雨水・排水処理	—	—	・環境保全措置の実 施状況	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：施設の安定稼働時 ・調査方法：関係資料の収集・整理 及び現地調査（写真撮影等）
	供用時	施設の存在・供用に伴う温室効果ガスの影響	—	—	・対象事業の実施状 況 ・環境保全措置の実 施状況	【対象事業の実施状況】 ・調査期間：施設の安定稼働時 ・調査方法：施設のエネルギー消費 量等に基づく温室効果ガス排出 の推計 【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：施設の安定稼働時 ・調査方法：関係資料の収集・整理 及び現地調査（写真撮影等）

表 13.2-1 (10) 事後調査方法 (10/10)

項目	対象事業の実施状況又は環境保全措置の実施状況の調査			
	調査項目	調査地点	調査方法	調査方法
コミュニティ	環境調査 調査項目 工事の施行に伴うコミュニティ施設への影響 ・建設機械の稼働 ・工事用車両の走行	—	—	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：工事用車両の最大走行時点 ・調査方法：関係資料の収集・整理及び現地調査（写真撮影、施設関係者へのヒアリング、建設機械の稼働状況、工事用車両の走行の状況等）
	供用時 施設の稼働に伴うコミュニティ施設への影響 ・施設の稼働 ・関係車両の走行	—	—	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：施設の安定稼働時 ・調査方法：関係資料の収集・整理及び現地調査（写真撮影、施設関係者へのヒアリング、関係車両の走行の状況等）
地域交通	工事中 工事用車両の走行に伴う地域交通への影響 ・交差点交通量	—	—	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：工事用車両の最大走行時点 ・調査方法：関係資料の収集・整理及び現地調査（写真撮影、工事用車両の走行の状況等）
	供用時 関係車両の走行に伴う地域交通への影響 ・交差点交通量	—	—	【環境保全措置の実施状況】 ・調査期間：施設の安定稼働時 ・調査方法：関係資料の収集・整理及び現地調査（写真撮影、関係車両の走行の状況等）
安全	供用時 施設の稼働に伴う安全への影響	—	—	【危険物対策の実施状況】 ・調査期間：施設の安定稼働時 ・調査方法：関係資料の収集・整理及び現地調査（写真撮影等）

13.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果に基づき、予測及び評価の結果を検証し、事後調査の結果が予測結果と著しく異なり、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、環境影響が著しくなった原因を究明し、その環境影響が本事業に起因される可能性があるとは判断される場合は、事業者が主体となり、必要に応じ関係機関及び専門家の助言・指導等を受けながら、速やかに適切な追加保全措置及び継続的な監視調査等の対策を検討する。

13.4 事後調査の実施体制

13.4.1 事後調査書の提出時期

(1) 工事中の事後調査

工事開始から、事後調査の実施、工事中の事後調査書提出までの流れは以下のとおりであり、建設工事中に第1回目の事後調査書を提出し、現有の東部環境センター解体工事とサーマルエネルギーセンターが稼働する期間に工事中(稼働時含む)の第2回目の事後調査書を提出する計画である。

①工事着工

②各項目の調査時期・期間に調査実施

③調査結果とりまとめ、予測結果との整合性検討

④事後調査結果より環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、適切な対策を検討する。

⑤工事中の事後調査書提出

・第1回目：建設工事中の事後調査書の提出（令和5年度中（2023年度））

・第2回目：東部環境センター解体工事とサーマルエネルギーセンター稼働時の事後調査書の提出
（令和9年度中（2027年度））

(2) 供用時の事後調査

解体工事が完了し、対象施設のみが稼働する時期に影響を確認すべき項目について、施設のみが稼働する時期から約1年半経過後までの期間に供用時の事後調査書を提出する計画である。

①解体工事完了

②計画建物が稼働を開始した時点で、各項目の調査時期・期間に調査実施

③調査結果とりまとめ、予測結果との整合性検討

④事後調査結果より環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、適切な対策を検討する。

・第3回目：供用時の事後調査書の提出（令和10年度中（2028年度））

13.4.2 事後調査を実施する主体

事後調査の実施者は、都市計画決定権者であるさいたま市とする。

第 14 章 環境影響評価の受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第14章 環境影響評価の受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

調査計画書の委託を受けたもの（調査計画書受託者）及び環境影響評価の委託を受けたもの（環境影響評価業務受託者）の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地は、表 14-1 に示すとおりである。

表 14-1 調査計画書受託者及び環境影響評価業務受託者

調査計画書受託者	受託者の名称：株式会社エイト日本技術開発 代表者の氏名：代表取締役社長 小谷裕司 主たる事務所の所在地：岡山市北区津島京町 3-1-21
環境影響評価業務受託者	受託者の名称：株式会社建設技術研究所 代表者の氏名：代表取締役社長 中村哲己 主たる事務所の所在地：東京都中央区日本橋浜町 3-21-1

第 15 章 準備書についての環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

第15章 準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

「さいたま市環境影響評価条例」第15条の規定に基づき、「準備書」の縦覧が行われた。準備書の縦覧の概要は以下のとおりである。

(準備書)

公告・縦覧：令和元年（2019年）12月9日（月）から令和2年（2020年）1月9日（木）

場所：市役所（環境対策課、環境施設整備課）、各区役所（情報公開コーナー）、各図書館、
公民館（七里公民館、片柳公民館、岩槻本丸公民館、岩槻南部公民館、岩槻城址公民館）

「さいたま市環境影響評価条例」第17条第1項の規定に基づき、事業者において、縦覧期間満了の日から2週間を経過する日まで、準備書について環境の保全の見地からの意見を受け付けた。結果として、期間中に意見の提出はなかった。

第 16 章 市長意見書に記載された意見

第16章 市長意見書に記載された意見

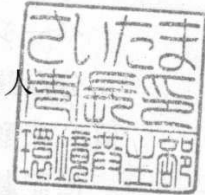
「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業環境影響評価準備書」に関し、「さいたま市環境影響評価条例」（平成15年（2003年）、条例第32号）第19条第1項の規定に基づき、さいたま市長から送付された意見は、p.16-2～16-4のとおりである。

環環環対第992号

令和2年5月22日

さいたま市長 清水 勇人 様
(環境施設整備課)

さいたま市長 清水 勇人



意見書

さいたま市環境影響評価条例第19条第1項の規定により、さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業に係る環境影響評価準備書について、下記のとおり意見を述べます。

記

さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業に関する環境影響評価書（以下「評価書」という。）については、次の事項を勘案して作成すること。

1 全体事項

- (1) 環境影響評価図書は一般の閲覧に供されるため分かりやすい記述が求められる。しかしながら説明が不十分である部分が散見されるため、評価書の作成にあたっては、専門的な用語や内容について、一般の方が理解しやすいように表現方法を工夫して記載するとともに、十分な説明を行うこと。
- (2) 準備書作成時には事業の詳細が決定していない状況で予測評価を実施しているが、評価書の作成にあたっては、決定した事業内容等を反映した評価書とすること。



2 大気質

- (1) 大気質と他の項目で異なる最大交通量を用いて予測評価を行っている。双方同じ最大交通量という名称であることから、異なる値を用いる理由が分かりにくいいため、一般の方が分かりやすい説明を評価書に記載すること。
- (2) 現況の施設から新たな施設となった場合について、準備書 2-9 ページに諸元等が記載されているが、環境影響の変化について十分な説明を評価書に記載すること。
- (3) 二酸化窒素だけでなく、一酸化窒素についても測定値を評価書に記載すること。
- (4) ダイオキシン類に係る調査の記述（土壌含む）について、表現が分かりにくい部分があるため、評価書では適切な表現にすること。
- (5) 事業地周辺の地形としては、西側に台地斜面が南北に細くあるが、準備書 P10.1-13 では「大気の移流や拡散に影響を及ぼす起伏がほとんど見られない」との記載がある。評価書ではこの影響がないとしている根拠を明確に記述すること。

3 騒音

- (1) 現況の施設の稼働時の騒音について、規制値を超えているという結果が示されている。測定状況から規制値と単に比較が出来るものではないが、誤解を引き起こす可能性が高いことから、評価書ではわかりやすい表現で記述し丁寧な説明を行うこと。
- (2) 事業実施区域及び周辺地域について、類型指定状況等を図示したもの、または説明されたものを評価書に記載すること。

4 植物

- (1) キンランは移植が困難な植物種であるため、環境保全措置について、生息地を維持する等のさらなる検討をすること。
- (2) 高木の植栽は、緑視率や景観に影響を与えることから、既存樹の保存や構成する高木について慎重に検討すること。

5 生態系

- (1) 種の保全にとどまらず、生息に適した環境を整備するなど生物を呼び込むような環境保全措置を検討すること。
- (2) 高木を含む植栽地が鳥類ほかの生き物にとってどのような生息場となっているか考慮し、植栽地の工事による影響について検討すること。

6 景観

- (1) 本施設の煙突などが見沼田んぼの特徴的な景観へ与える影響について検討すること。
- (2) 建屋の色彩については、見沼田んぼエリアから視認されることを考慮し、明度を高めにするとともに高い位置でのアクセントカラーの抑制を検討すること。

7 地域交通

- (1) 通学路や人の集まる施設があることを踏まえ、評価書では具体的な交通安全に関する記述を加えること。
- (2) 焼却施設の処理能力が現況の施設の1.4倍になることから、新たな施設に出入りする塵芥収集車等の関係車両は増加すると考えられる。そのため、供用後の関係車両の予測交通量については、現況と比較したデータを評価書に記載するとともに一般の方がより分かりやすい説明とすること。

8 温室効果ガス

- (1) 熱回収や発電により排出量を削減することが示されているが、評価書では具体的な熱利用方法についての記載を検討すること。

第 17 章 15 章及び 16 章の意見についての都市 計画決定権者の見解

第17章 第15章及び第16章の意見についての都市計画決定権者の見解

17.1 環境保全の見地からの意見を有する者の意見と都市計画決定権者の見解

第15章に示されたとおり、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見はなかった。

17.2 市長の意見と都市計画決定権者の見解

第16章に示された市長の意見と都市計画決定権者の見解は、表17.2-1に示すとおりである。

表 17.2-1 市長の意見と都市計画決定権者の見解

項目	市長の意見	都市計画決定権者の見解	評価書該当ページ
1 全 体 事 項	(1) 環境影響評価図書は一般の閲覧に供されるため分かりやすい記述が求められる。しかしながら説明が不十分である部分が散見されるため、評価書の作成にあたっては、専門的な用語や内容について、一般の方が理解しやすいように表現方法を工夫して記載するとともに、十分な説明を行うこと。	専門用語や内容について、表現方法を工夫し、より多くの方が理解しやすいものとなるよう配慮します。また、予測条件の設定等についても十分な説明を記載します。	全般事項
	(2) 準備書作成時には事業の詳細が決定していない状況で予測評価を実施しているが、評価書の作成にあたっては、決定した事業内容等を反映した評価書とすること。	決定した施設計画を反映し、施設配置、建物形状及び焼却方式の違いに伴い予測結果に一定の変化があると想定される調査項目（騒音、景観、日照障害、電波障害、温室効果ガス）について再予測を行い、評価します。	p.10.2-30～31 p.10.2-33～36 p.10.2-39～41 p.10.2-51～52 p.10.11-8～18 p.10.13-7～9 p.10.13-11～16 p.10.14-5～8 p.10.16-2～3
2 大 気 質	(1) 大気質と他の項目で異なる最大交通量を用いて予測評価を行っている。双方同じ最大交通量という名称であることから、異なる値を用いる理由が分かりにくいいため、一般の方が分かりやすい説明を評価書に記載すること。	注釈をつけるなど、より多くの方が理解しやすいものとなるよう説明を記載します。	p.10.1-73 p.10.2-25
	(2) 現況の施設から新たな施設となった場合について、準備書2-9ページに諸元等が記載されているが、環境影響の変化について十分な説明を評価書に記載すること。	現況の施設から新施設になることにより、環境への影響が小さくなることを記載します。	p.2-9

	(3) 二酸化窒素だけでなく、一酸化窒素についても測定値を評価書に記載すること。	資料編に一酸化窒素の測定値を記載します。	資料編-2～41
	(4) ダイオキシン類に係る調査の記述（土壌含む）について、表現が分かりにくい部分があるため、評価書では適切な表現にすること	ダイオキシン類に係る調査の対象試料や調査方法がわかりやすくなるようにします。	p.10.1-68
	(5) 事業地周辺の地形としては、西側に台地斜面が南北に細くあるが、準備書 p.10.1-13 では「大気の流れや拡散に影響を及ぼす起伏がほとんど見られない」との記載がある。評価書ではこの影響がないとしている根拠を明確に記述すること。	引用した根拠（「発電所に係る環境影響評価の手引き（資源エネルギー庁編）」）を示し、説明を記載します。	p.10.1-13
3 騒 音	(1) 現況の施設の稼働時の騒音について、規制値を超えているという結果が示されている。測定状況から規制値と単に比較が出来るものではないが、誤解を引き起こす可能性が高いことから、評価書ではわかりやすい表現で記述し丁寧な説明を行うこと。	現地調査結果の解説において、施設稼働音以外の道路騒音、鳥の声等も含まれており、規制基準と単純に比較できない旨の説明を記載します。 サーマルエネルギーセンターの稼働に伴う騒音については、朝・昼間・夕及び夜間ともに、評価指標値を上回ったが、暗騒音レベル（現況の騒音レベル調査結果）と比較すると、施設の稼働による騒音の増加は全て 1dB(A)未満であり、施設の稼働による影響はほとんどないと考えます。	p.10.2-3
	(2) 事業実施区域及び周辺地域について、類型指定状況等を図示したもの、または説明されたものを評価書に記載すること。	広域の都市計画図を示し、当該場所の類型指定状況及び適用される基準値等の説明を記載します。	p.3-7 p.3-33
4 植 物	(1) キンランは移植が困難な植物種であるため、環境保全措置について、生息地を維持する等のさらなる検討をすること。	キンランの移植方法を記載します。	p.10.9-24
	(2) 高木の植栽は、緑視率や景観に影響を与えることから、既存樹の保存や構成する高木について慎重に検討すること。	「さいたま市公共施設緑化マニュアル」及び「さいたま市緑化指導基準マニュアル」を遵守し、25%以上の緑化率を実現します。また、高木の生垣や芝生広場など、田園風景に調和する緑地を整備します。	—

5 生態系	(1) 種の保全にとどまらず、生息に適した環境を整備するなど生物を呼び込むような環境保全措置を検討すること。	「さいたま市公共施設緑化マニュアル」及び「さいたま市緑化指導基準マニュアル」を遵守し、25%以上の緑化率を実現します。また、高木の生垣や芝生広場など、周辺の動物の生息状況を考慮した緑地を整備します。	—
	(2) 高木を含む植栽地が鳥類ほかの生き物にとってどのような生息場となっているか考慮し、植栽地の工事による影響について検討すること。	10.8 動物、10.9 植物にて、事業実施区域及びその周辺の動植物の生息状況を調査し対応しました。	p.10.8-1～p10.8-27 p.10.9-1～p10.9-21
6 景観	(1)本施設の煙突などが見沼田んぼの特徴的な景観へ与える影響について検討すること。	施設の存在による影響は、既存施設と同程度であり、現況の眺望が大きく変化することはないと評価しています。	—
	(2)建屋の色彩については、見沼田んぼエリアから視認されることを考慮し、明度を高めにするとともに高い位置でのアクセントカラーの抑制を検討すること。	建屋の色彩は、アースカラーを基本とし、彩度を抑えたものにします。	—
7 地域交通	(1)通学路や人の集まる施設があることを踏まえ、評価書では具体的な交通安全に関する記述を加えること。	通学路や人の集まる施設があることを踏まえ、交通安全に関する説明を記載します。	p.10.18-17 p.10.18-21
	(2) 焼却施設の処理能力が現況の施設の 1.4 倍になることから、新たな施設に出入りする塵芥収集車等の関係車両は増加すると考えられる。そのため、供用後の関係車両の予測交通量については、現況と比較したデータを評価書に記載するとともに一般の方がより分かりやすい説明とすること。	現況交通量と将来交通量を示した表 10.18-16 を記載します。	p.10.18-18
8 温室効果ガス	(1) 熱回収や発電により排出量を削減することが示されているが、評価書では具体的な熱利用方法についての記載を検討すること。	具体的な熱利用方法について、説明を記載します。	p.10.16-2